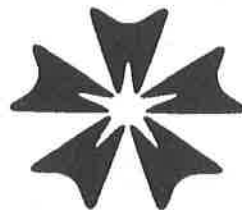


第4期芽室町地域福祉計画

令和元（2019）年度～令和4（2022）年度



めむろ

平成31年3月

北海道芽室町

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況	7
1 人口構造の推移	8
2 人口推計と世帯数の推移	8
3 要介護認定者の推移	9
4 障がい者の推移	9
5 生活困窮者の状況	10
第3章 計画の理念と目標	11
1 基本理念	12
2 計画目標	13
3 施策の体系	15
第4章 施策の推進に向けた取り組み	17
1 計画目標Ⅰ	18
2 計画目標Ⅱ	28
3 計画目標Ⅲ	41
4 計画の推進体制	55
5 地域共生型社会イメージ	57
資料編	
参考資料	59

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

全国的に、少子高齢化・人口減少は進み、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、75歳以上の高齢者が全人口の18%を占め、生産人口（15歳以上65歳未満）2人で1人の高齢者を支える時代になります。医療・介護分野への給付の増加は、国民の負担能力を上回って増加する見通しであり、施設への入院・入所ではなく、地域で支え、住み慣れた地域で安心して暮らしてもらうことの重要性は一層増してくるものであります。

このような中、国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や関係機関が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現に向け、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

少子高齢化社会における「地域共生社会」の実現に向けては、「地域包括ケアシステム」を支える「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のうち、介護保険に代表される社会保障制度の「共助」や、高齢者福祉事業・生活保護制度に代表される「公助」への期待が難しくなることが見込まれることから、「自助」・「互助」の果たす役割がますます大きくなります。

芽室町では、平成18年に第1期地域福祉計画を策定し、社会状況の変化や芽室町総合計画との整合を図るべく、平成24年に第3期計画（平成25年度から30年度）として見直しを行いました。

この間、災害時要支援者の支援体制づくり等さまざまな施策を実施してきましたが、地域福祉を取り巻く環境の更なる変化に対応するため、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度を計画期間とする第4期地域福祉計画を策定します。

2 計画策定の目的

町民の多くは、いつまでも住み慣れた地域で、安全・安心な生活を送ることを望んでいます。

一方、地域には、高齢者や障がい者だけでなく、何らかの支援を必要としている人がたくさんいます。

今、支えなしに暮らしている人も、いつかは支えが必要となるかもしれません。支援の必要な人もそうでない人も、すべての町民が、生活の拠点である住み慣れた地域で、それまで培った絆を保ちながら、地域の一員としてのつなが

りをもって生活を送ることが重要です。

この計画は、第3期計画を継承し地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通じて、幅広い市民の主体的な参加と関係機関や行政の協働のもとに地域の福祉力を高め、地域共生型社会の実現に向けて、「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」の推進を目的として策定します。

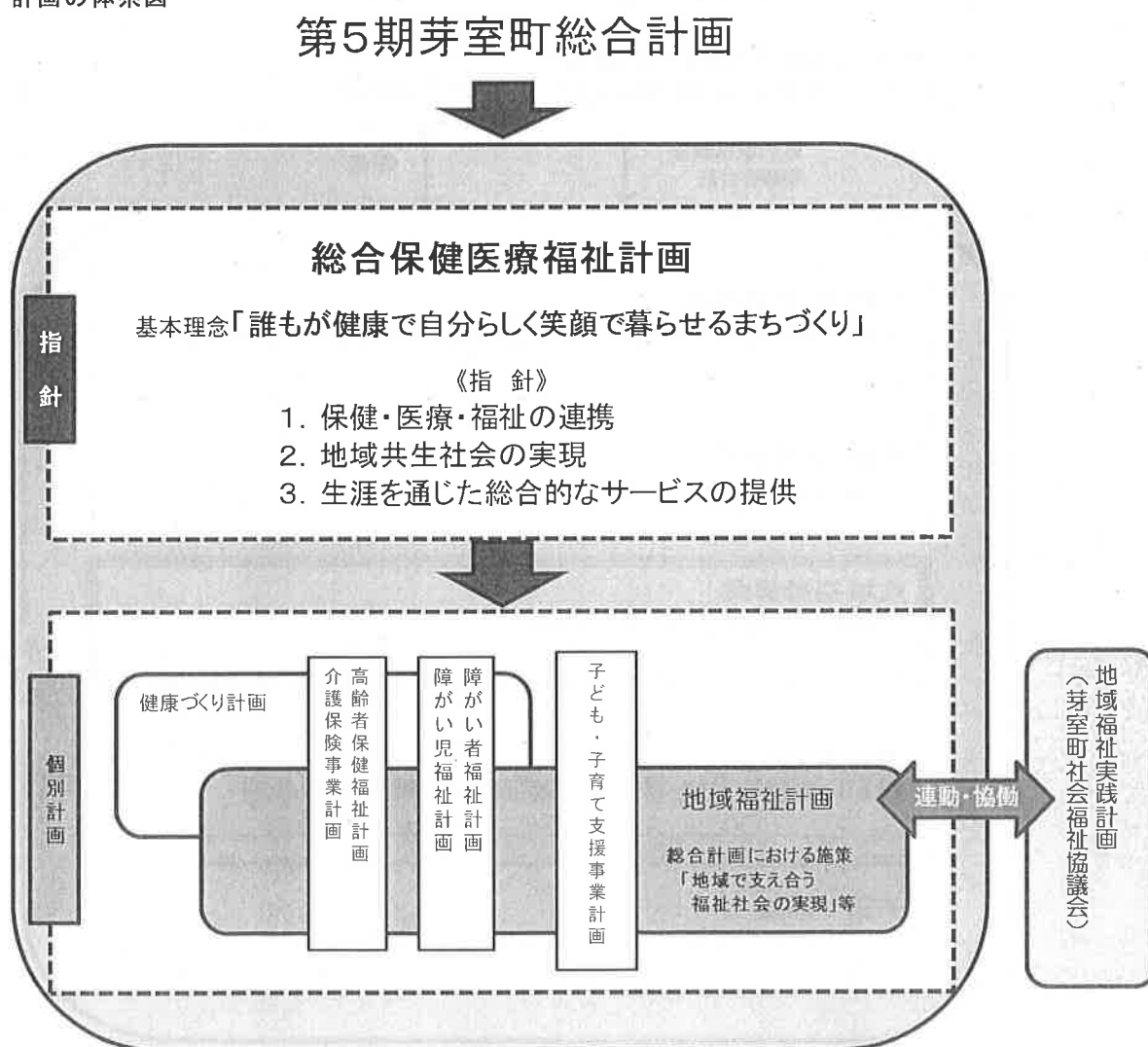
3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

また、本計画は、本町のまちづくりの計画として最も上位に位置づけられている「第5期芽室町総合計画」の保健・医療・福祉施策を総合的に推進する「芽室町総合保健医療福祉計画」に規定する個別計画のひとつであり、『地域』等のキーワードをもとに、他の個別計画を横断的に内包する計画です。

さらに、芽室町社会福祉協議会が策定する「第5期地域福祉実践計画」と連動・協働のもと、地域福祉施策を展開していくこととしています。

計画の体系図



4 計画の期間

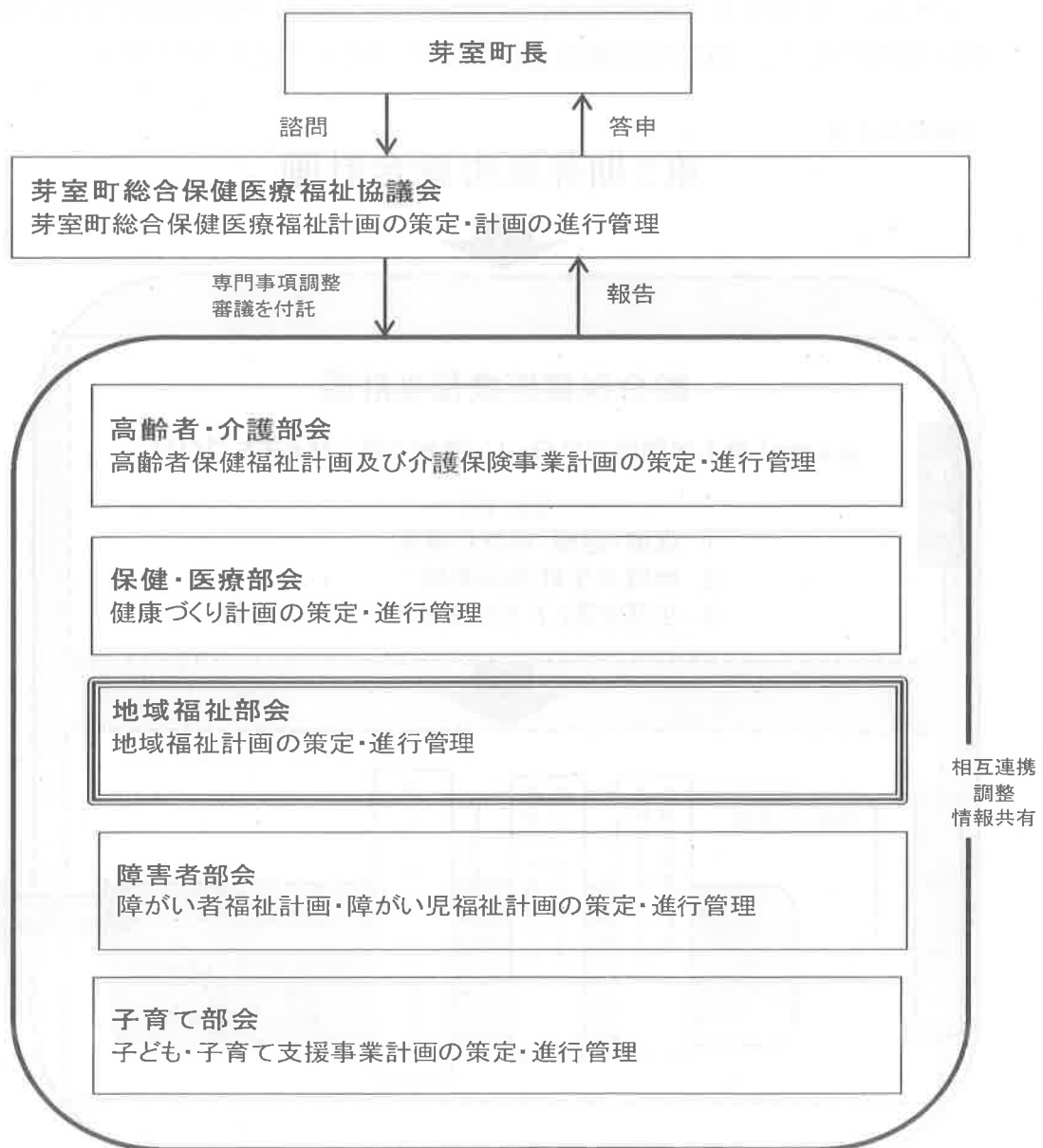
この計画の期間は、芽室町総合計画の前期実施計画に合わせて、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までの4年間とします。

なお、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを検討することとします。

5 計画の策定体制

（1）組織体制

平成 21 年4月1日施行の「芽室町総合保健医療福祉協議会条例」及び「芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則」に基づき、「芽室町総合保健医療福祉協議会」に設置した「地域福祉部会」において審議を行いました。



(2) 関係団体との意見交換・懇談、学習会等

- ・民生委員児童委員協議会との意見交換：「高齢者見守りネットワーク」についてグループワークにおける意見集約
- ・第1回生活支援体制整備推進協議体会議：「地域で、一人ひとりにあった活躍・社会参加の場、地縁やなじみの関係による助け合いについて」意見交換
- ・第2回生活支援体制整備推進協議体会議：じゃがバス試乗会、集いの場広がるプロジェクトについて意見交換
- ・老人クラブ連合会女性部「夏季研修会」：住んでいる地域のこと、自分のことを一緒に考えましょう
- ・西土狩友愛会「地域で安心づくり勉強会」：西土狩のこと、自分のことを一緒に考えましょう
- ・市街地町内会連合会との懇談：生活支援コーディネーターの取り組み
- ・青葉東町内会「地域で安心づくり勉強会」：町内会の見守り体制と捜索体制の構築
- ・柏木寿クラブ「地域で安心づくり勉強会」：柏木町のこと、自分のことを一緒に考えましょう

第 2 章

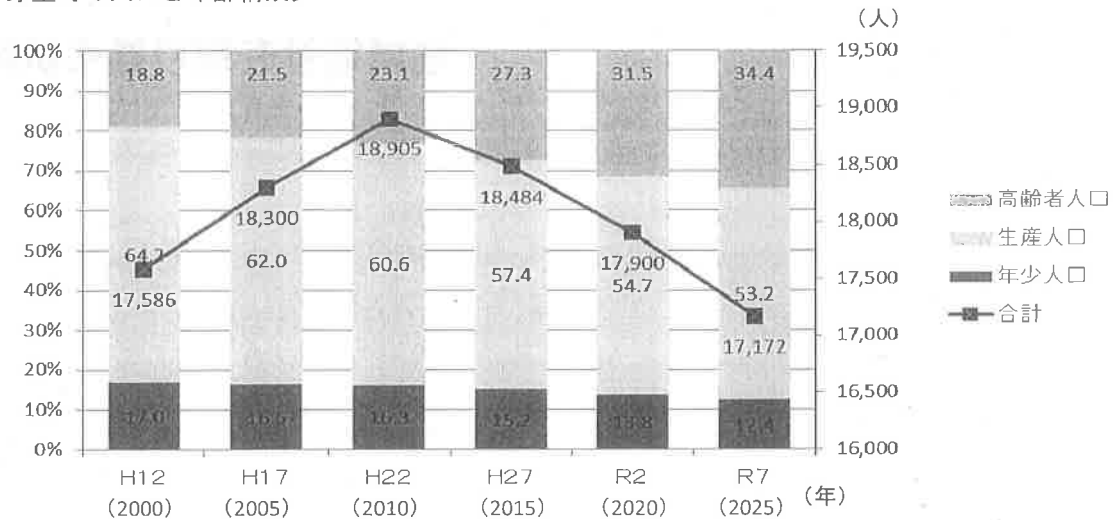
地域福祉を取り巻く状況

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口構造の推移

芽室町の人口は減少に転じています。また、年齢構成については生産年齢人口や年少人口の割合が減少し高齢者の割合が増加する傾向にあります。

〔表1 芽室町の人口と年齢構成〕



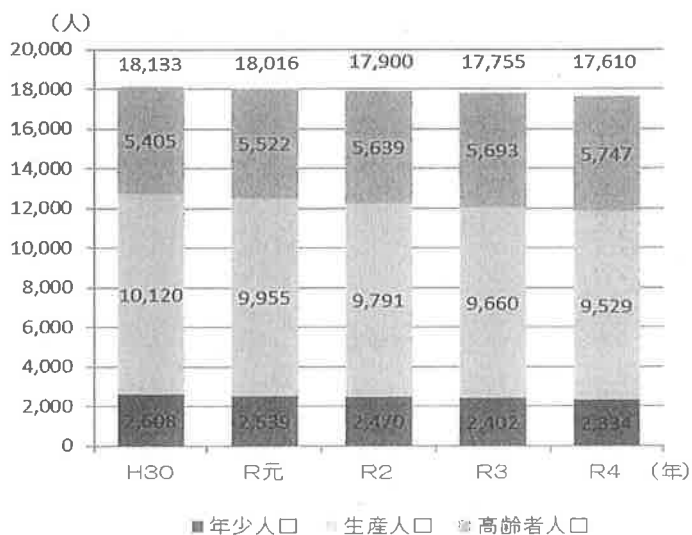
※資料：第5期総合計画策定時の実績値（国勢調査）と推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

2 人口推計と世帯数の推移

本町の人口は、平成27（2015）年の18,484人から令和7（2025）年には17,172人まで減少すると推計されています。今後、高齢者数は年ごとに増加を示しますが、全体では減少する予想となっています。

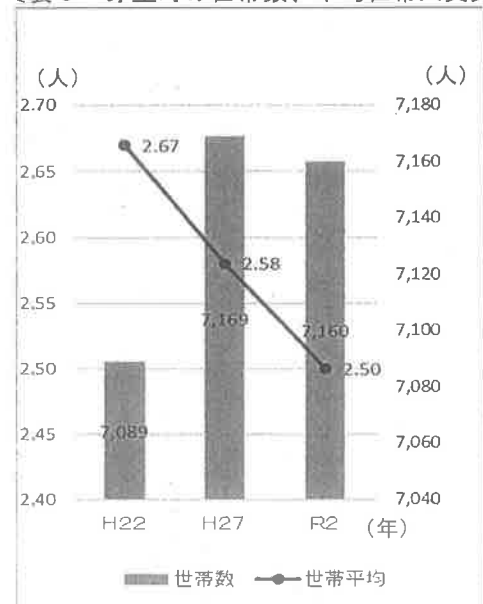
また、平均世帯人員については、平成22（2010）年の2.67人から令和2（2020）年は2.5人へ減少するとみられ、少人数世帯化がより進む傾向にあります。

〔表2 芽室町の推計人口〕



資料：平成27年度国勢調査実数値以降推計値

〔表3 芽室町の世帯数、平均世帯人員〕

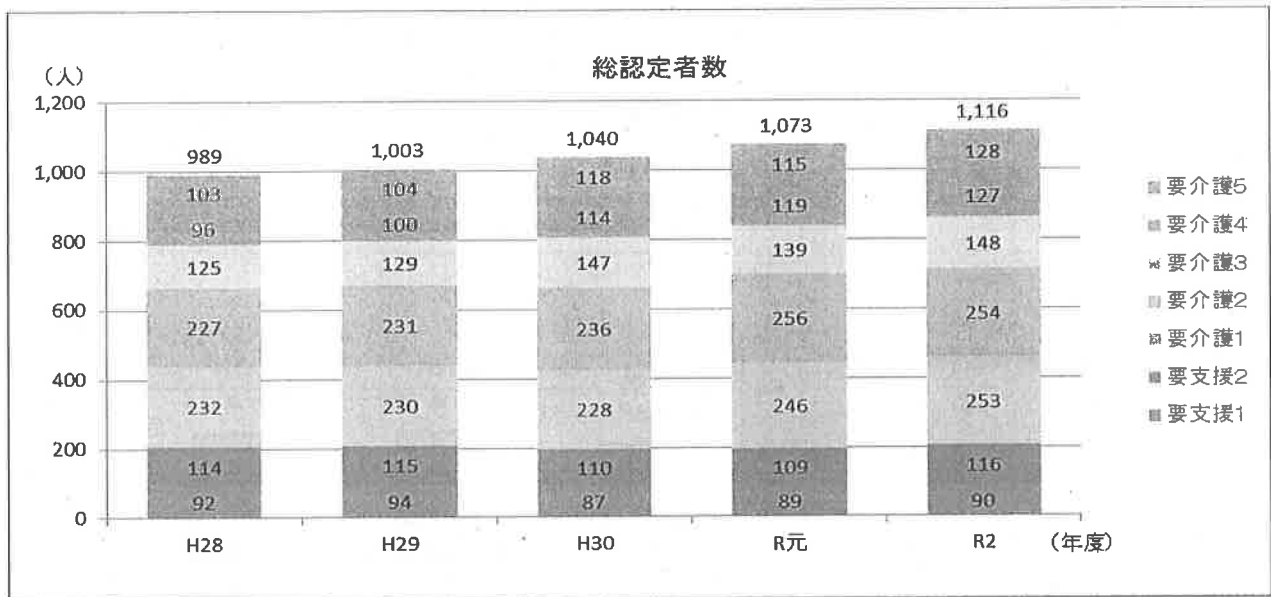


資料：国勢調査実数値及び推計値

3 要介護認定者の推移

要介護認定者数は、年々増加の傾向にあると推測されます。全体では要支援よりも要介護の増加数が高い傾向にあります。

〔表4 介護認定の状況の推移〕



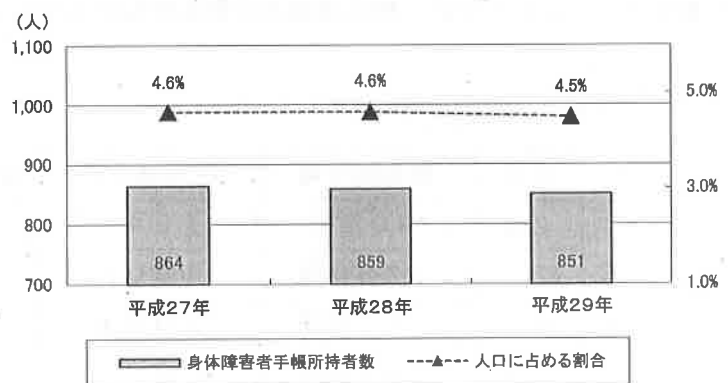
資料：7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より

4 障がい者の推移

身体、知的、精神障がい者数は横ばいとなっていますが、精神疾患で自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加傾向にあります。

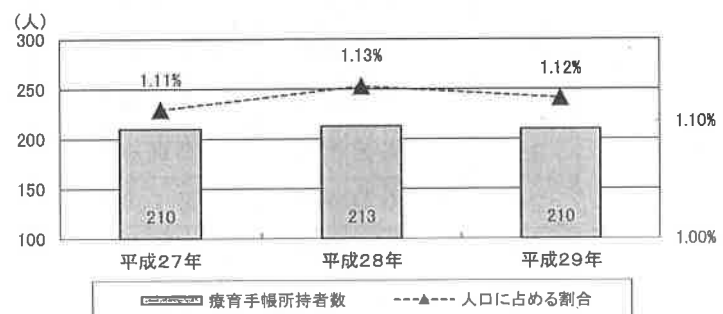
〔表5 身体障がい者の推移〕

【データ元】
福祉システムから抽出
・住民登録外含む
・返還者含めず



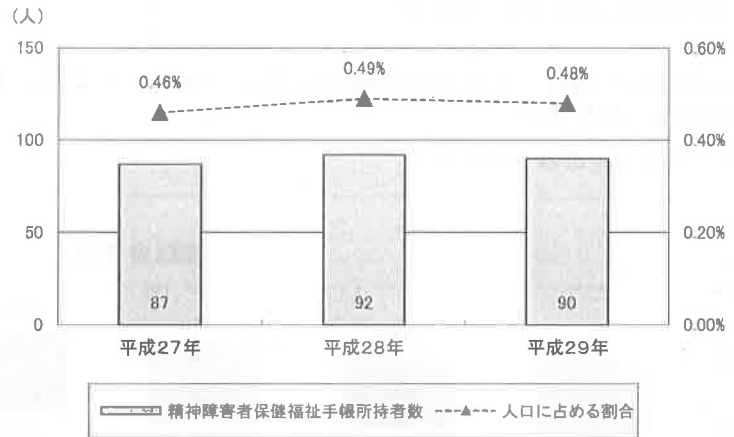
〔表6 知的障がい者の推移〕

【データ元】
福祉システムから抽出
・住民登録外含む
・返還者含めず

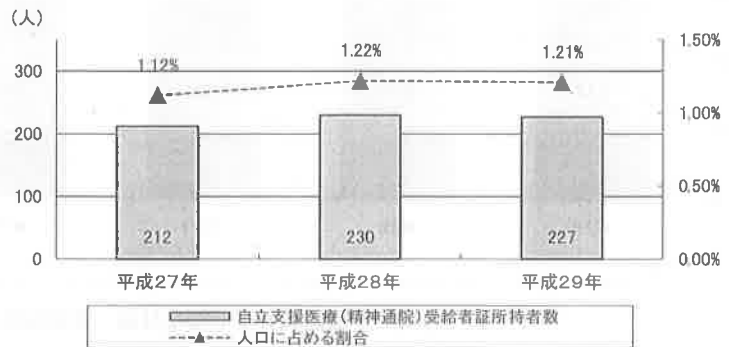


〔表 7 精神障がい者の推移〕

【データ元】
福祉システムから抽出
・住民登録外含む
・返還者含めず



〔表 8 自立支援医療〔精神通院〕推移〕



資料：表 5～8 まで 第 5 期 障がい者福祉計画より

5 生活困窮者の状況

生活保護の被保護世帯は、増加傾向が続いています。高齢化の進展や、傷病により就労できないこと、低額年金による生活困窮、被保護世帯の他市町村からの転入などが要因として挙げられます。

〔表 9 被保護世帯・被保護人員の推移〕

年度	被保護世帯	被保護人員	保護率 (‰) ※
20	99世帯	124人	6.40
21	125世帯	180人	9.30
22	145世帯	209人	10.80
23	157世帯	222人	11.50
24	172世帯	239人	12.30
25	170世帯	232人	12.00
26	170世帯	228人	11.90
27	168世帯	224人	11.80
28	160世帯	213人	11.30
29	166世帯	214人	11.40

※年度末、3月分の数値を記載。

※保護率の‰ (パーミル) は、1/1000を表すもので日本語では千分率という。

第 3 章

計画の理念と目標

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」

町民の多くは、いつまでも住み慣れた地域で安全・安心な生活が続けられることを望んでいます。

そのような地域を目指すためには、障がいのある人や、加齢による要介護の状態にあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、一人ひとりの差異や多様性を認め合い、すべての人が主体者としてまちづくりを進める必要があります。

近年、ボランティアやNPO法人*などによる活動が活発になっており、まちづくりにおいてもバリアフリーやユニバーサルデザイン*の考え方が浸透してきました。その一方、町内においては町内会加入率が低下し連帯感の希薄化が指摘され、広く社会においては、孤立死や児童・高齢者への虐待など痛ましい社会問題も後を絶ちません。

また、各地で多発している自然災害により、災害時に支援を必要とする方への適切な対応と、それを可能にするための平時からの取り組みが、ますます重要となっています。

生活様式の多様化とともに、周囲とのつながりが薄れていく風潮、少子高齢化や核家族化の伸展に伴う社会の変化の中で生じる多様な福祉課題に対応するためには、住民一人ひとりをはじめ、関係する機関や団体、行政などがそれぞれの機能を生かした活動を複層的に展開し、すきまのない支援体制を目指していく必要があります。

誰もひとりでは生きていけません。

誰もが孤立せずに、お互いを思いやる地域住民同士の「つながり」を再構築し、気にかけて放っておかない、地域共生社会の実現を目指します。

※NPO法人：特定非営利活動法人

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差を問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

I 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進

安心して暮らせるぬくもりある地域社会を実現するためには、地域の中で発見・共有したさまざまな生活課題の解決に向け、互いに知恵を出し合い、支え合っていく仕組みづくりが必要です。

また、支え合い活動の大切さについて認識を高めるためには、子どもから高齢者まで住民一人ひとりが地域での活動に関心をもち、自主性をもって活動に取り組めるような環境づくりを進め、地域で活動する各種団体などの活動に支援し、更に活性化させる方策が必要です。

さらに、地域では、さまざまな団体や個人が社会貢献やボランティア意識をもって活動しており、それぞれの活動をネットワーク化し有機的な連携を深めることにより、地域福祉力のさらなる高まりが期待できます。

このことから、地域住民活動のさらなる推進、地域力を高めるネットワークの推進を図ります。

II 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備

福祉サービスが「措置」から「契約・選択」制へと移行し、地域住民が必要なサービスを主体的に選択するため、その判断材料となる情報の提供が重要となっています。

ライフステージや心身状況に合わせた専門的な相談体制の整備はもちろんのこと、多様化・複雑化する福祉課題に対しては、各相談機関が的確にニーズを把握し、必要に応じて、それぞれ集約する情報を横断的に活用し合えることが必要です。

また、認知症高齢者や知的障がい者などのなかには、自ら適切なサービスを選択し利用していくことに支援を要する人たちがいます。一人暮らし世帯の増加や核家族化が進むなか、支援親族の不在等によるサービスの未利用など、本来利用の必要な方が支援の網からもれることのない発見体制と、権利擁護施策の充実が求められます。

これらのことから、①「保健・医療・福祉の相談支援体制の推進」、②「芽室町型地域包括ケアシステム※の深化・推進を図り、適切な福祉サービスが受けられる体制の確立」、③「福祉サービス利用者の権利擁護体制の確立」を進めます。

※芽室町型地域包括ケアシステム

公立芽室病院を中核として、医療サービス、介護サービスのみならず、住まい、生活支援、福祉サービスまでが一体的に提供される社会システムのこと。

Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備

地域で、安全に不安なく暮らし続けるためには、日常生活上の大きな支障や危険要因を解消していくことが必要です。

安全という意味では、高齢者を狙う消費者被害や詐欺事件は後を絶たず、子どもが犠牲となる事故や事件も新聞・テレビなどで連日報道されています。このような被害や事件はもはや、本人の注意や自衛だけでは避けることが難しく、社会・地域全体で注意喚起するとともに、被害に遭わせないように直接守る取り組みが必要です。

また、自然災害に対しては、本町では『第2期地域福祉計画』から位置づけ、これまで地域や関係機関の協力を得て「災害時要配慮者※支援体制整備事業」の取り組みを進めてきました。有事の際に速やかな支援を行うため、日頃から民生委員児童委員や町内会などの要配慮者※に身近な方の協力を得て、取り組みを進めることが肝要です。

一方、安心という意味では、コミュニティバスの運行による通院、買い物など地域生活交通の確保や配食サービス、身体的負担の大きい除雪など生活に密着した支援を安定的に実施することで、一人暮らし高齢者等の生活基盤の安定が図られ、住み慣れた地域で生活することにつながることから、限りある社会資源を効率的に活用しながら、住み慣れた町で長く暮らしていただけるよう暮らしの支援環境づくりが必要です。

また、地域とのつながりもなく、住居内で誰にも看取られずに亡くなる、いわゆる孤立死が全国的な社会問題となり、発生防止のための取り組みが求められています。

これらのことから、安全・安心に暮らせる環境の整備、地域における見守りネットワークの取り組みを継続します。

※要配慮者：平成 25 年6月の災害対策基本法改正に伴い、以前の「災害時要援護者」の代わりに高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する方のことを定義づけされました。

同法では、「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方のことを、「避難行動要支援者」としています。

計画目標	基本目標	基本施策	具体的施策
Ⅰ 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進	1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上 (2) 活動意識を高める仕組みづくり	① 町内会・行政区活動等の推進 ② ボランティア活動の推進 ③ 老人クラブ活動の推進 ④ 高齢期の地域貢献活動の推進 ⑤ 育児支援活動の推進 ① 町民公益活動支援 ② 自治振興活動に対する支援 ③ 協働のまちづくり活動支援 ④ 公共サービスパートナー制度 ⑤ 人材育成支援 ⑥ 地域担当職員制度 ⑦ 認知症サポーターの養成 ⑧ 介護予防ポイント推進事業 ⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進 ⑩ イベントを通じた相互理解の促進 ⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進
	2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進	① 町民活動支援センターによるネットワーク ② ボランティアセンターによるネットワーク ③ 生活支援コーディネーターによるネットワーク
Ⅱ 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備	1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実 (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進	① 民生委員・児童委員による相談支援 ② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり） ③ 地域包括支援センターによる相談支援 ④ 相談支援事業所による相談支援 ⑤ 子育てに係る相談支援 ⑥ 医療機関における相談支援 ① 相談窓口の更なる周知 ① 相談機関同士の連携支援 ① 訪問による相談の推進
	2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開 (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進	① 介護保険サービス ② 障がい福祉サービス ③ 子育て支援サービス ④ 福祉人材確保対策事業の推進 ① サービス未利用の要支援者の把握体制 ② 権利侵害・差別防止対策の推進
	3 福祉サービス利用者の権利擁護	(1) サービスの選択・手続きなどに支援を要する方への支援	① 成年後見制度の普及・啓発と町長による申し立ての運用 ② 日常生活自立支援事業の活用推進 ③ 判断能力の段階に応じた権利擁護施策の活用 ④ 権利擁護支援に従事する人材等の育成
			① 避難支援プラン（個別支援計画）の策定推進 ② 災害時要配慮者台帳の活用推進 ③ 福祉避難所の指定
Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備	1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援 (2) 消費者被害の未然防止 (3) 子どもの権利と安全対策	① 消費生活相談の推進 ② 未然防止に向けたさらなる取り組み ① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及 ② 子どもの安全対策の推進
	2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援 (2) 交通弱者の生活交通の確保 (3) 一人暮らし高齢者などへの支援	① 介護保険制度による住宅改修支援 ② 身体障がい者への住宅改造支援 ① 地域公共交通の確保と推進 ② 福祉有償運送による介助付き移送の推進 ① 緊急通報システムの設置 ② 食事サービスの実施 ③ 除雪サービスの実施 ④ 新たな福祉ニーズへの対応
	3 地域における見守りネットワークの充実	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進 (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進 (3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進	① 自助の推進 ① 互助の推進 ② 共助の推進 ③ 関係機関による見守り支援の推進 ① 異常のサインの周知・啓発 ② 情報の集約とすみやかな安否確認 ③ もれない把握の推進

第 4 章

施策の推進に向けた取り組み

第4章 施策の推進に向けた取り組み

1

計画目標 I

住民の支え合いによる地域福祉社会の推進

基本目標	基本施策
1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上 (2) 活動意識を高める仕組みづくり
2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進

基本目標 1 地域住民活動のさらなる推進

地域福祉とは、既存制度によるサービスを利用するだけでなく、住民が安心して暮らせるよう、住民同士のつながりを大切に、住民と地域に存在する多様な主体が協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいこうとする考え方です。

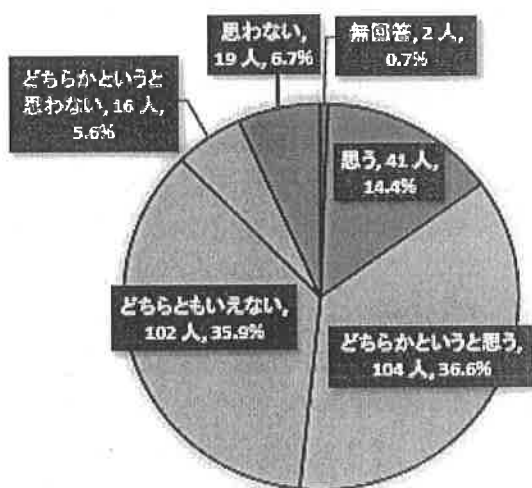
ここでいう地域の多様な主体とは、行政や福祉事業者などの専門機関のみならず、町内会や老人クラブ、ボランティア団体や子育て支援団体、NPO法人などさまざまな団体、活動をさします。

それぞれ活動内容は異なりますが、それらの活動意義もまた、「自分の暮らす地域をよくする活動」、「安心して暮らせる地域を創る活動」につながるものであり、住民同士の交流はまさに、地域における福祉活動の原動力となるものです。

年齢や世代、性別、障がいの有無にかかわらず参加できる多様な住民活動の場があり、それらが受け皿であると同時に支援の担い手ともなる、そんな環境を目指していくことが重要です。

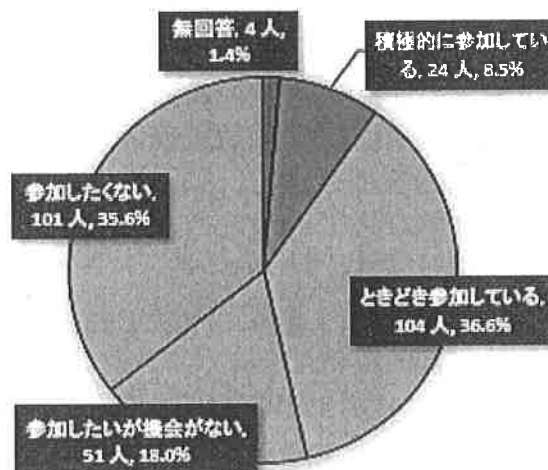
（平成 29 年度『まちづくりに関する住民意識調査』）

問 18 お住まいの地域は、住民同士支え合う体制ができていると思いますか？



（平成 29 年度『まちづくりに関する住民意識調査』）

問 40 あなたはこの 1 年間で、地域の活動に参加しましたか？



基本施策（１） 地域活動の推進と地域力の向上

「地域力」とは、地域社会の課題に対して住民や団体などの地域の構成員が、自らその課題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域課題の解決や地域としての価値を創造していくための力とされます。

「地域力」は、そもそも阪神淡路大震災の発生に際し、災害に強い地域を形成するうえでの原動力として提唱された概念ですが、災害時における救助活動には地域の力が不可欠であるという教訓を踏まえ、「町民が地域で抱える生活課題に対して共同で解決していく力」、「地域の潜在力」、「町民と町が互いに役割を尊重し、協力して課題解決を図る力」などという概念としても用いられます。

多様化・複雑化する地域の福祉課題への対応にはまさに、この「地域力」の充実が不可欠です。住民活動の推進を通じて、人的つながりや助け支え合う意識の醸成を進め、「地域力」を高めます。

具体的施策（住民活動の例と推進の方向性）

① 町内会・行政区活動等の推進

地域活動推進のためには、住民のもっとも身近な自治組織である町内会の活動が活発になることが望まれますが、近年、町内会加入率の低下という課題に直面しています。

また、社会教育協会や行政区を中心に行われている農村地域における自治活動では、地域コミュニティの顕著な変容はなく、つながりや関係性が比較的保たれているものの、離農跡地に高齢者のみが残る暮らし状況や、一部の地域において、行政区への未加入者がわずかながらいる状況がみられます。

町内会への未加入は、回覧板として提供される行政情報や町内会行事が周知されないばかりでなく、避難情報の伝達や安否確認、避難支援の想定といった災害時の備え（自主防災活動）にも大きな支障となるものです。

また、町内会活動の趣旨は親睦や福祉活動、社会貢献活動など活動それ自体にあるのではなく、活動を通じた地域コミュニティの形成にあります。町内会活動への参加を通じ、隣人とのあいさつや会話が自然と交わされ、顔の見える関係が築かれていくことは、そこに住み生活する全ての住民にとっての安心につながります。

市街地における各町内会では、転入者や転居者情報を自分たちの足で確認するなど加入促進に努めており、市街地町内会連合会が進める加入促進事業に町も協力し、加入率向上のための取り組みを始めています。

地域における関係の希薄化や孤立死が社会問題となるなか、市街地町内会連合会など関係機関と協働し、町内会単位を始まりとする世代を超えた「つながり」や「支え合い」に資する取り組みを推進します。

② ボランティア活動の推進

地域福祉活動を推進するためには、行政、事業所などによる制度化されたサービスの充実も大切ですが、住民の自発的な活動なくしては地域力の向上につながりません。

ボランティア活動はまさに、「自らの自由意志によって人や社会に向けられる非営利の公益的活動」であり、人と人とのきずなを生み出す活動として、地域力の向上に欠かすことができないものです。

町内でも、地域のサロン活動や昼食会での食事づくり、手話によるコミュニケーション支援や介護施設の慰問、資源回収（益金の寄付）や環境美化活動などに取り組むさまざまな団体があり、また、個人での活動も展開されています。

ボランティア活動は今日、生きがいづくりや社会参加の場、自己実現の場など多くの意味を持ちはじめしており、人を助けるだけでなく、ボランティアをする人自身の暮らしや心の豊かさを向上させる活動でもあります。

企業における社会貢献としてのボランティア活動も含め、一人ひとりが自発的に役割を見だし、可能なことから行動に移していくことによる、互いを支え合い思いやることのできる地域社会の実現に向け、芽室町ボランティアセンターへの運営支援などを通じてボランティア活動を推進していきます。

また、会員制で住民同士の互助活動を展開する「めむろたすけ愛」については、制度化されたサービスでは補えない支援を提供することのできる貴重なボランティア活動であり、支援を必要とする人に活動情報が行き届くよう、周知に協力していきます。

③ 老人クラブ活動の推進

平成 30 年 3 月末現在、本町における高齢者数は 5,348 人であり、人口に占める割合（高齢化率）は 28% です。

芽室町老人クラブ連合会には 23 の単位老人クラブが加盟し、1,187 人の会員（65 歳以上人口の 22%）が活動しています。

老人クラブ活動は、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動であり、仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりに取り組み、地域で支え合う基盤をつくりあげてきました。また、知識や経験を生かし、地域を豊かにする社会活動にも取り組んでいます。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなか、地域からの孤立や老老介護といった状況は多くの地域で潜在する問題です。居住する地域のなかで高齢者同士が横のつながりを強め、自然な見守りといったお互いが助け合う地域コミュニティを形成してきた老人クラブの活動は、地域全体にとって失うことのできない貴重な機能です。

会員数の減少、特に若い世代の加入が進まないことが課題となっていますが、代替性のない地域力として、高齢者が生きがいをもち、安心して住み慣れた地域社会で生活することを目指すために、その機能が維持されていくよう支援していくことが必要です。

④ 高齢期の地域貢献活動の推進

『第7期芽室町高齢者保健福祉計画（平成30（2018）年度から令和2（2020）年度）』では、「高齢者が、自分のため、仲間のため、地域の誰かのために、社会貢献や参加意欲を持ちながら活動できる環境づくりが求められており、一人ひとりの心身機能に合わせた地域とのつながり、自らが活躍の場や役割を選んで参加できる環境づくりを進める。」としています。

社会参加グループみつ葉会は、これまで培ってきた豊かな経験、技術、知識を生かして社会参加活動を実践し、お互いに助け合う地域社会づくりを目指す、高齢者の活動グループです。

町と公共サービスパートナーシップ協定を結び、「ふれあい交流館」と「体力増進施設ひまわりⅡ」などの公共施設の管理・清掃業務を担っています。各施設の管理業務においては、常に来館者とのあいさつやコミュニケーションに心がけ、人生経験豊かな高齢者ならではの心配りがなされています。役割意識と責任感、生きがいを感じながら活動することを信条としており、まさに本町における先駆的な高齢期の地域貢献活動といえます。

また、一般社団法人めむろシニアワークセンターは、高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すと共に、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会の活性化につなげる事を目指し活動しています。

豊かな経験を生かし、農作業や樹木の剪定・草刈り、運転業務、工場内作業など業務も多岐に渡り就業しており、積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図っており、地域の人材センターとして多方面から頼りにされています。

さらに、芽室町教育委員会主催の「寺子屋めむろ」では、元教員のボランティアが毎年夏・冬休み期間を利用して、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みを行っており、学習の機会と学ぶ意欲の向上に努めています。

少子高齢化社会をいきいきとした活力ある社会にしていくためには、高齢者が健康で生きがいのある生活を送るとともに、地域での活躍の場が不可欠です。人生90年時代を前提に、長寿を楽しみながら、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手にもなっていただくことにより、豊かで潤いのある暮らしの実現につながることを期待されることから、高齢期の地域貢献活動を推奨します。

⑤ 育児支援活動の推進

『子ども・子育て支援事業計画（平成27（2015）年度から令和元（2019）年度）』では、「子どもや親・地域社会などさまざまな観点が反映された子育てにやさしいまち」を基本目標に掲げ、仕事と子育ての両立のため地域をあげて支援をしていくこととしています。

町では、育児に関する地域の助け合いの仕組みとして、子育ての援助をしたい人と援助を必要としている人が登録し、相互援助活動を行う「育児サポートシステム」事業を平成10年に開始しました。「育児ネットめむろ」は、その趣旨に賛同して発足し、地域のなかで子育てを助け合おうと活動する団体です。

平成29年度における会員数は、援助を依頼する会員、援助する会員、両方会員を合わせ240名ほどになり、会員が自宅でお子さんを預かる託児支援のみ

ならず、リサイクル事業や茶話会・遊び場の解放、交流会など活動内容は多岐に渡ります。

子育て家庭の孤立が社会問題となるなか、住民同士が助け合い、安心して子育てできる環境づくりを進める活動はまさに、「共助」そのものの姿です。

子育て世代の負担解消のみならず、援助する会員にとってはやりがい・生きがいにつながり、そして、集う全ての人にとって居心地の良い居場所となることを目指す「育児ネットめむろ」の活動は、本町の子育て環境を支える大きな魅力であり、町として、引き続き連携を図りながら施策を推進していきます。

基本施策（２） 活動意識を高める仕組みづくり

『第５期芽室町総合計画（令和元（2019）年度から８（2026）年度）』では、まちづくりの基本目標として「住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり」を掲げています。

町民が主役となった地域づくりを促進するためには、町民と行政が積極的に情報を共有・交換するほか、町民が主体的に企画・実施していくことが望まれるとともに、そういった自発的な活動意識を高めるきっかけや仕組みづくりに行政が積極的にかかわることが必要です。

また、従来公共が担ってきた分野において、地域の住民等がまちづくりなどに共助の精神で参加する「新しい公共」の考え方が全国的に広がってきており、行政にはその取り組みを応援し支援することが求められています。

本町における住民活動意識を高める代表的な取り組みとして、次のとおり実施・推進します。

具体的施策（代表例と推進の意図）

① 町民公益活動支援（行政）

町民の皆さんが、市街地の町内会や農村部の地域連合会・社会教育協会などを中心に行っている自治活動に対し、主体的な取り組みへの支援として地域担当者制度や町民活動支援センターなどの事業を継続し、安心して積極的に地域活動に参加できる仕組みとして、全町民が行う公益活動中に発生した損害や傷害などを補償する総合保障制度も、引き続き補償内容を点検しながら継続します。

② 自治振興活動に対する支援（行政）

市街地における町内会や農村部の行政区が行う、行政からの依頼に基づく推薦、取りまとめなどの自治活動に対して、自治振興報償を支給し、住民のもっ

とも身近な自治組織である町内会などの活動推進を図る支援制度です。

③ 協働のまちづくり活動支援（行政）

行政課題を解決するため、協働のまちづくりの理念に基づき、町民が行う公益的な活動に対して経費の一部又は全部を支援することにより、地域の実情に即した公共サービスの充実及び町の活性化を目指す取り組みです。

公共施設の簡易修繕、地域の防災訓練経費、行政課題解決のための先進地視察経費、新たな公益団体立ち上げに係る経費などが支援の対象となります。

④ 公共サービスパートナー制度（行政）

公共サービスを、町民や団体、NPOなどが有する知識・経験及び能力を活かし担っていただくことで地域に活力が生まれ、魅力に満ちた持続可能な自立した町の創造を目指す取り組みです。

役場総合案内業務、福祉施設の管理・清掃業務、広報誌すまいるの配布業務、公園の管理業務などが実施されています。町民を中心とした地域活動などを推進するため、対象業務拡大の検討を進めます。

⑤ 人材育成支援（行政）

活力ある地域に根差したまちづくりを進めるため、町の将来を担う小・中・高校生及び個性的なまちづくり形成のため活動するグループや指導者などの研修に係る費用を助成する支援制度です。

広報誌発送やチラシ折込、めむろ町民活動支援センターの機能活用などにより、周知を図り制度を浸透させ、人材育成を積極的に推進します。

⑥ 地域担当職員制度（行政）

協働のまちづくりを推進していくため、町民・地域と行政が課題や行政情報を共有するためのパイプ役として地域ごとに担当職員を決め、積極的に地域の行事等に参加しながら、共に地域で活動する制度です。

⑦ 認知症サポーターの養成（行政）

認知症の方を地域で支える「認知症サポーター」を養成しています。認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指し、町内会や各種団体からの要望によるもののほか、町主催により認知症サポーター養成講座を開催しており、養成数は2,400人を超えました。

認知症サポーター養成講座の受講後は、「ステップアップ講座」を行い、サポーターの活躍の場や、自らが活動を考える機会を提供しています。

また、小中学生などを対象とする「キッズサポーター」の養成講座も行い、より裾野の広い地域支援体制を目指しています。

⑧ 介護予防ポイント推進事業（行政・関係機関）

高齢者が生きがいを持ち、自らが積極的にボランティアや趣味活動に参加しながら、地域社会で自立した生活ができるよう、「介護予防ポイント推進事業」を継続し、高齢者がボランティアなどの地域活動の担い手として活躍できるよう、生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。

⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進（行政・関係機関）

発祥の地であるゲートボールについては昭和 22 年に本町で生まれ、子どもの健全育成のため考案されましたが、その後、高齢者を中心として親しまれてきたスポーツであり、「芽室遺産」のひとつとしても認定されています。市民の健康を増進し、年齢を問わず楽しめるスポーツとして普及啓発に努めるなか、青少年、青年・成年層への普及活動に重点を置くこととしています。

少年団や地元高校への指導など、郷土の伝統を次世代につなぐ取り組みは、教える側であるシニア世代と教わる側双方にとって有益な世代間交流の場ともなるため、まちづくり、生涯学習の観点からも、積極的に推進していきます。

⑩ イベントを通じた相互理解の促進（関係機関・行政）

『第5期芽室町障がい者福祉計画（平成 30(2018)年度から令和2(2020)年度）』では、「障がいの有無に関わらず誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現」を基本目標に掲げています。

当該計画の「支援を広げるための施策」に基づき、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」や「ふれあい雪中運動会」の開催を支援しています。

ふれあい交流まつりは「地域で暮らす全ての人が交流できるイベントとして、相互理解の促進と心のバリアフリー化を目指し、併せて、誰もが安心して暮らせるまちづくり、福祉のまちづくりを皆で創造していくことを確認する機会」として開催するもので、障がいのある人・関係者を含め多くの参加があります。

お互いの違いや多様性を認め合う「地域共生社会」を目指し、ノーマライゼーション理念を浸透させていく啓発活動を推進していきます。

⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進（関係機関・行政）

平成 24 年4月、本町で初めての共生型施設として、ふれあいサロン「なごみ」が開設しました。西4条4丁目の「西地区ふれあいの居場所ゾーン」に位置し、介護保険事業所である小規模多機能居宅介護事業所「ふたば」と併設、西こどもセンター「みらい」とも隣接しています。

従来の福祉施設が「障がい者向け」、「高齢者向け」など支援の対象者を限定しがちであるのに対し、共生型施設は地域に住むさまざまな人が自由に集うことができ、集う人同士の多世代交流やふれあう関係づくりが自然なかたちで進む、「ふれあいの居場所」とも呼ばれる施設です。

そこでは、支援の必要な人もお客様ではなく主体的な参加者となり、自分を活かしながら過ごせる場所での交流が、地域で助け合うきっかけづくりにつながります。社会福祉協議会の新たな「なごみ食堂（仮称）」計画では、高齢者の孤食や働く子育て世代の負担軽減に向けた取り組みが期待されます。

障がいのある人もない人も、より多くの、さまざまな年齢層の人々が集い共に活動する『地域の支え合いの拠点』へと成長していくよう、運営する芽室町社会福祉協議会とともに、周知や活用促進に努めていきます。

基本目標 2 地域力を高めるネットワークの推進

基本施策 (1) 地域資源をつなぐネットワークの推進

多様な主体による多様な住民活動が、その活動を真に必要とする人により確実につながるためには、その距離をつなぐコーディネートの役割が必要です。

また、その活動の効果をさらに高め活動の幅を広げていく支援には、地域活動を社会資源と捉え、地域のさまざまな資源を共有化するネットワークが必要です。

住民の力が集まる仕組みづくりを進める代表的な取組みとして、次のとおり活動を推進します。

① 町民活動支援センターによるネットワーク

地域では、福祉分野の活動を行うさまざまな団体を始め、まちづくり・教育・文化・健康・子育てなど、さまざまな分野で活動する団体があり、それぞれ独自の目的をもって活動しています。

「めむろ町民活動支援センター（愛称・まちのひろば）」は、町民活動団体が活動する拠点施設として平成 17 年に開設し、平成 24 年度にめむろ一ど 1 階「めむろまちの駅」に移動するとともに、運営委託団体を公募により決定しています。

平成 30 年度における運営委託団体は「NPO 法人めむの杜」であり、訪れる町民が思いを共有し合える仲間と出会え、まちづくり参加へのきっかけともなる場として、情報の発信やコーディネート業務、新規団体の立ち上げ支援、イベント開催などの活動を行っています。

複合商業施設めむろ一ど内という立地を活かした活動の広がり期待するとともに、まちづくりの拠点として、町民活動支援センターの行う分野を超えた地域資源のネットワークづくりを推進していきます。

② ボランティアセンターによるネットワーク

芽室町ボランティアセンターは、平成 24 年度より共生型施設ふれあいサロン「なごみ」に事務所を移しています。

専任のコーディネーター*を配置し、入門講座の開催によるきっかけづくりや「教えて先生」などによる活動機会の創設、その人に合った参加のかたちの助言など、ボランティア活動に対する町民の関心を高め、いつでも・どこでも・誰でも参加できる「町民皆ボランティア」を目指して活動しています。

平成 29 年度の登録者数は、個人 9 名、10 団体（249 名）に上り、多様化するニーズを考えると、個人ボランティアの需要は高まっていくものと思われます。

今後のボランティア活動にはますます若い世代の参加やマンパワーが必要となることから、体験型の活動推進などによる低年齢層向けの「できることから始めるボランティア活動」でのきっかけづくりも期待される機能の一つです。

町から『介護予防ポイント推進事業』を受託し、ボランティアの派遣調整機能を発揮しており、取り組み始めた人の参加意欲を大切に育てる環境づくりを進めています。

本町におけるボランティア活動の推進役として、町民活動支援センターとも連携し、より裾野の広い多様な担い手の発見や育成、得意分野で活動できる多様な活躍の場の開拓、それらをマッチングするコーディネート※機能がボランティアセンターには求められ、町は引き続き活動を支援していきます。

※コーディネーター：物事を調整する人、間に立ってまとめる人

※コーディネート：物事を調整すること、間に立ってまとめること

③ 生活支援コーディネーターによるネットワーク

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護サービスの提供のみならず、地域の住民をはじめボランティア、民間企業、地縁組織等多様な主体が生活支援サービスの担い手となる地域づくりとともに、高齢者の社会参加を一体的に推進することを目的として、平成 28 年度から生活支援体制整備事業を実施しています。

町では、生活支援コーディネーターの配置と、地域住民、民生委員児童委員、生活支援サービスを提供する事業主体の関係者等で構成する生活支援体制整備推進協議体を設置して事業を推進しています。

生活支援コーディネーターや生活支援体制整備推進協議体は、地域ごとの高齢者の生活上の不便や生きがいを把握し、社会資源の開発、社会資源のネットワークづくり、社会資源と高齢者のマッチングを行います。

また、併せて平成 28 年度から「高齢者支援活動推進事業」を新たに始め、町民の皆さんが有する知識や経験を活かし自発的に行う、高齢者の暮らしを支援する活動や、交流の場を開催する活動に対して報償費を支出し、社会資源となる団体の活動を支援しています。

今後は、地域に密着した活動を実施している社会福祉協議会などに、生活支援コーディネーターを町が支援し配置することで、より幅広い社会資源のネットワーク構築を推進します。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

2

計画目標 II

必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる 体制の整備

基本目標	基本施策
1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実 (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進
2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開 (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進
3 福祉サービス利用者の権利擁護	(1) サービスの選択・手続きなどに支援を要する方への支援

基本目標 1

身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備

本町では、「総合保健医療福祉計画（平成 26 年度から 30 年度）」に規定する各個別計画などに基づき、保健・医療・福祉に関するさまざまなサービスを実施しており、より一層の充実を目指しています。

一方、町民一人ひとりが抱える福祉課題や不安、悩みは多様化し、より個別化するなか、サービスを必要とする町民は、常に自らが必要とするサービスを適切に選択していくことを求められているという側面もあります。

支援の必要な人が、必要な福祉サービスを適切なタイミングで利用できる体制を整備するには、相談支援機能の充実が求められます。

基本施策（１） 相談支援機能の充実

町民が抱える福祉課題をより柔軟に、早期に解決していくためには、日常的な困りごとから専門的支援を要する相談までを担う人材や支援機関が必要であることから、それぞれが役割を認識し、担当領域における知識や対応技術の向上に努めます。

具体的施策（相談支援機能）

① 民生委員・児童委員による相談支援

民生委員・児童委員とは、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された、地域の相談員です。

民生委員は児童委員を兼ねており、本町には 47 人の民生委員・児童委員がいて、担当地区ごとに活動しています。また、児童福祉に関することを専門に担当する主任児童が 3 人おり、町全域で活動しています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民の立場で地域の身近な相談者として活動し、心配ごとを解決するために福祉サービスの紹介や、必要に応じて専門的な相談機関につなぐなどの役割を担います。

また、地域におけるアンテナ役でもあり、心配な方の情報をいち早くキャッチするなど、地域の相談支援体制にはなくてはならない重要な存在です。

令和元（2019）年 12 月には、1 期 3 年の任期満了に伴う一斉改選が予定されています。町内会などとの相談を進めるなかで適任者の確保に努めるとともに、担当地区割の変更による負担軽減などについて検討していきます。

② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり）

健康はすべての人々の願いであり、一人ひとりが充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件です。

若い年代から生活習慣病予防への意識づけ、ライフステージ*に応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていきけるよう、町民自ら健康づくりに取り組み健康寿命延伸をめざすことを踏まえた『第4期芽室町健康づくり計画（令和元（2019）年度から4（2022）年度）』を策定します。なお、この計画には、自殺対策基本法の改正に基づき、新たに自殺対策計画を加えます。

町保健担当部門の保健師、管理栄養士が中心となり、相談や教室の開催、健（検）診などを通じ、施策の推進を図ります。また、地区担当保健師が中心となり、生活習慣病等に関する出前健康講座の実施や、家族全体の生活習慣を踏まえながら、健康相談を行います。

※ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階

③ 地域包括支援センターによる相談支援（高齢者）

『第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』では、高齢者及びその家族の総合相談窓口として地域包括支援センターを位置づけています。

地域包括支援センターは、相談業務のなかで、各種制度やサービスに関する代行申請や情報提供、継続的・専門的支援を行います。

また、計画では、町は要介護状態となる原因疾患として認知症の占める割合が全道・全国に比べ高いとし、認知症の早期発見・早期対応が図られるよう取り組んでいくこととしています。

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり介護予防ケアマネジメント、介護予防事業、権利擁護事業などと一体的に施策を進めます。

④ 相談支援事業所による相談支援（障がい者）

『第5期芽室町障がい者福祉計画・第1期芽室町障がい児福祉計画』では、「障がいのある人にとって、生まれてから高齢期に至るまで、長い期間の支援が必要のため、相談支援体制の充実を図り、必要な情報をわかりやすく提供します。」としています。

本町では、平成24年4月に保健福祉課内に障がい福祉の専門係を設置するとともに、子育て支援課子育て支援係にもそれぞれ1名ずつ、サービス等利用計画書を作成する職員を配置し、平成24年10月1日付けで『芽室町相談支援事業所』を開設しています。現在は、障がい福祉係に2名、子育て支援係に3名の職員を配置し、体制の充実を進めています。

また、平成21年度に設置した「芽室町自立支援協議会」において、ライフステージに応じた切れ目のない適切なサービス提供を目指し、町保健福祉課、子育て支援課、学校教育課、一般就労を目指すうえで商工観光課と連携、情報

共有を図りながら相談支援体制の強化を図っています。

⑤ 子育てに係る相談支援

本町では、子どもを産み育てるすべての人を応援するための子育て支援事業を推進しており、平成 27 年 3 月に策定した『第 1 期芽室町子ども・子育て支援事業計画』では、基本理念に「子育てしやすい笑顔あふれるまち」を掲げています。

妊娠期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、平成 29 年度から子育て支援課に「子育て世代包括支援センター」を設置しました。ここでは、専門職員が全妊婦を対象に必要な応じて支援プランを作成し、それを基に一貫性と継続性をもって子育て世代を支援しています。

また、発達に支援を要する児童に一貫性と継続性のあるサポートを保証する「発達支援システム」を継続し、早期発見に係る相談機能の充実と家族の安心を構築できるよう、相談支援体制の充実を目指します。

⑥ 医療機関における相談支援

公立芽室病院では、患者さんや家族の抱えている問題や悩みなどの相談に応じ解消に向けた援助を行うとともに、入院生活のための支援、退院時の関係機関との調整や在宅生活における医療の継続を目的に、地域連携室を設置しています。社会福祉士資格をもつ相談員と看護師（兼任）が相談を担当します。

また、介護保険制度の改正に伴い、平成 30 年 4 月から医療と介護の両方の支援を受けながら、町民の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療に特化した「医療と介護の相談窓口」を公立芽室病院内に設置し、医療機関や介護保険事業所などからの相談に応じています。

この窓口は、医療に関わる相談場所を専門化・一本化し、関係機関相互の情報共有や連携を図ることで、切れ目ない支援の提供を目的に設置され、「自分で自分の暮らしを選択し、自分らしく生きられる。それを叶えられる芽室町でありたい。」を理念に、本人の希望に沿った支援を行っています。

基本施策（2） 相談支援機関の周知

① 相談窓口の更なる周知

相談支援を担う各機関、各部署では、広報誌やホームページ、フェイスブック、ガイドブックの作成などを通じ、相談窓口や連絡先の周知を行っています。が、一般的にこのような情報は、支援を要する状況に置かれなければ積極的関心事とはならないことから、情報の受け手である町民目線で周知の工夫を継続します。

また、相談体制が充実し、相談支援機関が増えれば増えるほど、住民にとって選択の幅が広がる反面、自分がつながるべき社会資源を適切に自力で選択することが難しくなります。

「介護のことならココ」、「障がい者の相談ならココ」というわかりやすい効果的な情報提供の継続とともに、生活全般の困りごとについて「あそこに行けばなんとかなる」、「つないでくれる」という、公正・中立で、気兼ねなく立ち寄れる相談窓口が求められます。

町保健福祉課・子育て支援課が、関係機関と連携し、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターを設置するなかで、町民にとって気軽に訪ねられる場として、誰からも相談支援体制の中心として認識されることを目指します。

基本施策（３） 相談支援機関の連携

① 相談機関同士の連携支援

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれの対象に応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

一方、町民からの相談内容は、相談者それぞれの生活上の問題に基づくものであるため、分野別に用意された相談体制では対処しきれない内容も多くみられるようになっていきます。

このような福祉課題に対応していくためには、それぞれが集約し管理する情報を共有し、他分野の支援者同士が連携して支援していくことが重要です。

また、どの相談窓口であっても、一定程度他分野への対応が可能となる知識の習得とともに、より専門的で継続的な対応が必要な相談に際しては、スムーズに適切な支援機関に引き継ぐことのできる関係性を平時から構築しておくことが求められることから、相談支援機関同士の関係づくりを推進します。

基本施策（４） 訪問による相談の推進

① 訪問による相談の推進

常設の相談窓口は、いつでも相談できる安心感があるとともに、家庭では話しづらい話題を口にし、必要な手続きがその場で済むなど、来訪者となる町民にとっても必要な機能です。

一方、家庭における生活状況を把握すること、互助機能など地域的つながりの強さを確認すること、制度のはざまにある方を発見することは、その方の暮らし地域に出向き、家庭訪問することで得られやすいものです。

孤立した生活が標準ともなってきた今日の社会にあって、自ら周囲との関係を望まない、支援や関わりを拒否する方も増えてきています。

そういった「もれがちな支援の対象者」を見つけ、他社会資源との関係性のなかから情報が集まる仕組みを構築していくためにも、訪問による支援活動はますます重要となります。

地域に出向くなかで、既存サービスでは補えない課題を把握し、新たなサービスを創出していく活動も相談支援機関の役割です。相談支援機関における訪問支援活動をさらに推進していきます。

基本目標 2

地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立

多種多様な福祉ニーズをもった町民が、それぞれのニーズに適した福祉サービスを受けられる体制の整備には、ニーズを受け止め、整理し、サービスにつなげる相談機能が求められるとともに、ニーズを充足することのできる一定のサービス基盤が必要です。

また、自ら支援を求めようとしないことや、認知症などによりサービスを選択することが困難といった理由から、いわゆる「サービス未利用の要支援者」となっている方への対応も求められています。

支援の必要な方が適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくりを進めることが必要です。

基本施策（１） 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開

ボランティアやNPO法人などの「共助」活動が活発になっており、地域における支援体制の充実が進んでいますが、個人や地域の力だけでは解決が難しい社会資源の整備や必要量の推計、目標設定などの整備計画は、「公助」として行政がその役割を担います。

本町における主要なサービス基盤の整備状況と今後の方向性は次のとおりです。

① 介護保険サービス

平成30年3月に策定した『第7期介護保険事業計画（平成30（2018）年度から令和2（2020）年度）』においては、芽室町型地域包括ケアシステムの深化・推進を打ち出し、必要なサービス見込量、今後のサービス基盤整備方針などについて規定しています。

今後のサービス基盤整備にあたっては、高齢者が要介護認定を受けずに住み慣れた環境で生活していけるよう、介護予防施策を推進するとともに、支える家族の不安・負担を減らすために、必要性・緊急性とともに介護保険料負担とのバランスを考慮のうえ基盤整備を進めることとしています。

② 障害福祉サービス

平成30年3月に策定した『第5期芽室町障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画』において、必要なサービス見込量、今後のサービス基盤整備方針などについて規定しています。

今後のサービス基盤整備にあたっては、事業者が行うグループホームなどの居住系サービス整備に対して支援するとともに、一般就労定着支援を促進するため福祉的就労事業所などと連携を図り、就労支援体制を整備します。

また、町内の企業に対し障がい者雇用の理解促進を働きかけ、就労の場の拡大に向けた取り組みを継続します。

③ 子育て支援サービス

平成 27 年 3 月に策定した『第 1 期芽室町子ども・子育て支援事業計画』において、本町が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めています。

また、計画に基づき、芽室小学校と芽室西小学校区に子どもセンターが、芽室南小学校区には児童館を配置し、上美生小学校区では地域が主体となった放課後対策が実施されています。

④ 福祉人材確保対策事業の推進

平成 30 年 3 月に策定した『第 7 期介護保険事業計画（平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度）』において、介護人材の不足問題に対し、介護サービス基盤を担う人材を確保し将来に渡って必要なサービスを提供するために、人材育成等の事業が規定され、平成 30 年度から福祉人材育成講座を実施し、介護職員や生活援助従事者資格の取得を支援しています。

基本施策（2） 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進

現代は、社会から孤立する人々が生じやすい環境になってきており、「無縁社会※」が拡大し、新たに「無業社会※」の問題も取りざたされています。

地域には、誰の目からも支援の必要な方もいれば、公的サービスの対象とはなりにくいものの、軽度障がい者で消費者被害の対象になりやすい人や身寄りがなく孤立している人など、「もれがちな支援の対象者」がいます。

「だれもが孤立せずに支え助けあう、おもいやりに満ちた共生のまちづくり」を目指すため、こういった隠れたニーズを含め、地域住民の福祉ニーズをもれなく把握する仕組みづくりに取り組みます。

※無縁社会：単身世帯が増え、人と人との関係が希薄となりつつある日本の社会の一面を言いあらわしたもの。

※無業社会：無業である若者が増えている社会の形態を表し、無業となっている若者が原因ではなくて、若者が無業とならざるを得なくなっている形に変化した社会を表すもの。

① サービス未利用の要支援者の把握体制

「もれがちな支援の対象者」を早期に把握し、適切な支援に結びつけるためには、「本来、支援の必要な方が地域には埋もれている」という認識に立ち、地域で交わされているであろう“心配情報”をタイムリーにキャッチする情報収集機能が求められます。

相談支援の従事者自身が積極的に地域に出向いて情報収集するとともに、民生委員児童委員など地域支援者との連携による相談体制の充実が必要です。

また、自ら周囲との関係を拒んだ結果として孤立状態にある人に対しては、「干渉を拒んでも、孤立死を望んでいるわけではない」と捉え、放っておかず、隣人や民生委員児童委員などの地域支援者、行政などの専門的支援者のいずれかが、適度な距離感を保ちつつ粘り強く関わり続ける姿勢が求められます。

若者の無業については、町の福祉部門や社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携し、対象の方から事情を聞き取り、「とかち生活安全センター」や「生活保護」など適切な機関や制度につなぐことが重要です。

② 権利侵害・差別防止対策の推進

近年、全国的に、高齢者や障がい者、児童に対する虐待、配偶者への暴力（DV※）などの人権侵害が社会問題となり、LGBT※などの性的マイノリティー※に対する偏見や差別に関する報道が増えてきました。

本町では、「芽室町高齢者権利擁護事業実施要綱」を平成19年12月に制定し、関係機関と権利擁護ネットワークを設置し、虐待を受けた高齢者の一時保護や成年後見制度の利用支援などに取り組んでいます。

障がい者や障がい児に対しては、平成21年4月に制定した「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」のなかで、虐待や差別の防止、成年後見制度の利用支援などを規定しており、必要に応じて自立支援協議会の開催により対応を協議します。障がいのある人が、そのことを理由に差別を受けることがないように、広報誌などによる周知や講座・講演会の開催により、広く町民の理解と障がいに関する意識の向上を図り、障がいのある人に対する合理的配慮の推進に努めています。

児童虐待に対しては、平成18年4月に施行した「芽室町子どもの権利に関する条例」において迅速かつ適切に救済することを規定し、要保護児童対策地域協議会やケース検討会議を中心に、迅速な対応協議や情報収集・交換を行っています。

また、配偶者などへの暴力に関する相談を受けた際には、緊急性を加味したうえで専門的相談機関である「北海道立女性相談援助センター」や帯広警察署生活安全課の紹介、取り次ぎなどを行い、すみやかに身柄の安全が図られるよう支援する体制をとっています。

アイヌ住民が、社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう専任の生活指導員を引き続き配置し、相談・助言業務を継続します。

LGBT※などに関する人権教育やリーフレットなどを活用した啓発に努めます。

※DV：ドメスティックバイオレンスの略称で、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

※LGBT：女性同性愛者のレズビアン（L）、男性同性愛者のゲイ（G）、両性愛者のバイセクシャル（B）、心と体の性が異なるトランスジェンダー（T）の頭文字をとった性的少数者の総称の一つ。

※マイノリティー：少数派、少数者

基本目標 3 福祉サービス利用者の権利擁護

介護保険制度や障害者総合支援法では、利用者は事業者と対等な関係に基づき、自分に最も適切なサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用していくこととなります。

しかしながら、認知症高齢者や知的・精神障がいのある方など、判断能力が十分でない人にとっては、その選択や契約手続きが自力では行えず、必要な介護サービスの利用をできないことがあります。

また、日常的な金銭管理や申請書類の作成などに不安が生じると、特に一人暮らしの人にとっては、生活の支障が大きくなります。

サービスを必要とする人が、適切なサービスを安心して受け続けられるための権利擁護体制の整備が必要です。

基本施策（１） サービスの選択・手続きなどに 支援を要する方への支援

サービスの提供事業者が利用者との間で契約書を交わす際、契約の相手方は利用者本人であることが原則となります。しかしながら、利用者本人が認知症や加齢に伴う判断能力の衰え、知的・精神障がいのある方である場合、契約締結能力が不十分として契約が行えないことが考えられます。

また、家族による代理契約の方法もありますが、一人暮らしの人や夫婦ともに判断能力に不安があるなど、少子高齢化、少人数世帯の増加が進んだ結果として、代わって契約する支援親族も不在という状況が既に生じてきています。

自己決定の尊重と更なる長寿社会の進行をふまえ、よりポピュラーな制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を推進します。

① 成年後見制度の普及・啓発と町長による申し立ての運用

判断能力が不十分な人の財産管理や契約手続きなどについて、代理権などの権限が与えられた「成年後見人」などが本人を保護する成年後見制度については、平成 16 年以降、講座の開催や広報誌への掲載などにより周知を進めてきており、これまで、支援親族が不在の数人に対して、町長による成年後見制度（法定後見制度）の申し立て支援を行っているところです。

『第7期高齢者保健福祉計画』並びに『第5期障がい者福祉計画』においても制度の利用が規定されており、推進していきます。

② 日常生活自立支援事業の活用推進

成年後見制度とともに、判断能力の不十分な方を支援する権利擁護の制度として、「日常生活自立支援事業」があります。

芽室町社会福祉協議会を窓口とし、北海道社会福祉協議会と利用者との契約によりサービスの提供を受け、相談、申請書の作成など福祉サービスの利用の支援や、日常的な金銭管理支援が提供されます。

成年後見制度（法定後見制度）に比べ、支援の内容に制限はありますが、手続き面でもより簡易であり、比較的軽度の支援が必要な方向けの制度です。

これまで、本町においては利用者が少ない状況ですが、今後は、特に一人暮らしの高齢者などを中心に需要が高まる支援であり、啓発を図ります。

③ 判断能力の段階に応じた権利擁護施策の活用

家庭裁判所による審判を必要とする成年後見制度（法定後見制度）は、手続きの煩雑さや費用負担の面で、判断能力の低下が小さい段階での利用が躊躇される傾向にあります。

権利擁護が本来、失われた機能に着目するのではなく残存機能を活かし補う支援であることを考えれば、「日常生活自立支援事業」を権利擁護的支援の入口として、最小限の支援により生活の安定を図り、判断能力の低下が進む段階に合わせて、成年後見制度（法定後見制度）の活用に切り替えていくような利用イメージも考えられます。

相談支援に従事する支援者が権利擁護に係る制度を正しく理解し、判断能力の程度や必要な支援内容に応じた制度の紹介、説明を行えるよう、制度の周知を推進します。

④ 権利擁護支援に従事する人材等の育成

平成 29 年 7 月に厚生労働省が改訂した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき策定された「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月閣議決定）に沿って、成年被後見人の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援につながるよう成年後見制度の利用促進に関する施策を推進していくとあります。

少子高齢化の進行に伴い、身近に支援親族がおらず、親族などによる成年後見の困難な人の増加が見込まれること、また、介護サービスの利用契約など身上監護中心の支援ニーズの高まりが予測されることなどから、「市民後見人」の増員が必要であり、町は成年後見制度の利用促進と併せて、市民後見人の育成に取り組んでいます。

「市民後見人」が活動するためには、その活動を支える専門職などによる後方支援体制を同時に構築する必要があり、本町においては、平成 26 年度と平成 30 年度に近隣自治体と共催で市民後見人養成研修を行い、今後も継続した取り組みを行います。

また、日常生活自立支援事業については、市町村の社会福祉協議会の推薦を受けた人が研修を受けて「生活支援員」となり、訪問支援にあたりますが、今後利用者が増加した際には、新たな「生活支援員」の確保についても、町は社会福祉協議会と協力して取り組みを推進していきます。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

3

計画目標 Ⅲ

地域で安全・安心に生活できる環境の整備

基本目標	基本施策
1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援 (2) 消費者被害の未然防止 (3) 子どもの権利と安全対策
2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援 (2) 交通弱者の生活交通の確保 (3) 一人暮らし高齢者などへの支援
3 地域における見守りネットワークの充実	(1) 自分で自分を守る取り組み ～自助の推進 (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進 (3) 行政による情報集約と安否確認 ～公助の推進

基本目標 1 地域で安全に暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての町民が、安全に不安なく暮らし、自由に外出し活動できる地域社会を構築するためには、建築物のバリアフリー化や歩道の整備などハード面の環境整備はもちろんのこと、防災・防犯対策などの人的支援を中心とする、安心感を伴う安全対策が重要です。

基本施策（１） 災害時要配慮者の支援

本町では、『第2期芽室町地域福祉計画』における新たな取り組みとして、「災害時要配慮者支援体制整備事業」を開始しています。

災害時などに自力での避難、移動が困難な高齢者などに対して、身近な地域の中で安否確認、避難支援などを受けることができる体制を整備することにより、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的とし、登録者は、平成30年10月現在2,600人を数えます。

登録の対象者は、65歳以上の高齢者、各種障がい者手帳の所持者、介護保険の認定者などであり、福祉防災調査票を町へ提出することで登録されます。登録した内容は、町の保健福祉課、防災担当部局（総務課）、消防署、民生委員児童委員が情報共有して災害の発生に備える体制とし、誓約書の提出により、町内会長や社会教育協会長、行政区長、自主防災組織等の地域支援者にも提供される仕組みとしています。

また、登録者本人が保管する福祉防災調査票は、健康保険証の写しや薬剤情報とともに『あんしんキット』の中に入れ、冷蔵庫で保管することとしており、登録者である目印として、玄関用・冷蔵庫用のステッカーを併せて配布しています。『あんしんキット』は災害時のみならず、急な体調不良による救急車の出動要請の際などにも、かけつけた救急隊員が持病や緊急連絡先を確認することなどに活用されることを目的としており、平時の安心に対する備えともなっています。

「災害時要配慮者支援体制整備事業」が、町・地域の防災体制により有効に活用されるよう、町防災担当部局、自主防災組織との連携により取り組みを継続します。

① 避難支援プラン（個別計画）の策定推進

町では、平成30年4月に『芽室町地域防災計画』を改正しました。そのなかでは、町防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、平常時から災害時要配慮者と接している福祉関係者と協力して避難支援体制を整備すること、避難支援プラン（個別計画）を作成して、災害時要配慮者に対する避難支援者を定め

ることとしています。

地域には、高齢者や障がい者、乳幼児を始め、災害対応能力の弱い方がたくさん生活しています。特に、一人暮らしの高齢者、日常の暮らしに支援を受ける介護保険の認定者などについては、避難情報の伝達や避難所までの移動など、一連の避難行動のどこかに支援を要する人が多く、優先的に具体的支援手段を検討しておくべき対象となります。

自主防災組織などと協力し、避難支援プランがより多くの災害時要配慮者に対して備えられるよう、推進していきます。

② 災害時要配慮者台帳の活用推進

災害時要配慮者台帳に登録された 2,600 人の貴重な情報が、町と自主防災組織などが取り組む避難支援プラン（個別計画）の作成に有効に活用されるよう、定期的な更新により登録情報の鮮度を保つとともに、本来優先的に登録されるべき対象者が、もれることなく登録勧奨されるよう取り組みを進めます。

③ 福祉避難所の指定

福祉避難所は、一般の避難所（避難収容施設）での生活では疲労やストレスの大きい介助の必要な高齢者や障がい者、妊産婦などが優先的に利用する避難所です。

本町においては、特別養護老人ホーム芽室けいせい苑と介護老人保健施設りらくの民間 2 施設を町が指定し、協定を締結しています。

平成 28 年 9 月 5 日の豪雨による増水で避難勧告を発した際にも、避難対象地域に居住する方を福祉避難所に収容しています。

近年、全国的に多発している災害の教訓を踏まえ、継続して大規模な災害を想定し、特別な配慮を要する災害時要配慮者の確実な把握と避難支援策について、取り組みを進めます。

基本施策（2） 消費者被害の未然防止

消費者を取り巻く環境は、携帯電話やスマートフォンの普及、高齢者世帯の増加などのさまざまな要因のなかで、被害内容が多様化・複雑化してきており、消費生活上の不利益や危険から消費者を守る取り組みが一層求められています。

本町でも、特に高齢者を標的とした悪質商法や詐欺などによる被害が発生している状況です。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の 3 つの大きな不安をもっているといわれており、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切を装って信用させ、年金・貯蓄などの老後資金を狙っています。

また、情報化やＩＴ化の急速な進展のなかで、高齢者にとってわかりやすい形での情報入手が難しくなっていることも、背景として挙げられます。

自宅にすることが多く、周りに相談する人も少ないという高齢者が特に狙われやすいともいわれ、福祉的援助の必要な対象者と状態像が重なるところです。

高齢者が生活の基盤となる資産を奪われ、元気をなくしていく事態を防ぐため、高齢者自身が身を守る知識を身につけるとともに、関係者の連携・協力により高齢者を守ります。

① 消費生活相談の推進

高齢世代の増加、長寿化により、加齢に伴う判断能力のゆるやかな低下や認知症を有する人が増えています。今後、より一層の高齢化の進展に伴い、その数は増加するものと予測され、高齢者の消費者被害拡大が懸念されるところです。

また、障がいのある人も、悪質業者のターゲットとされ被害が起こる可能性があります。

町は、「消費生活センター」を設置し消費者からの消費生活全般に関する苦情や問い合わせに対応するとともに、消費者知識の啓発や研修のための出前講座や資料の配布、消費者問題についての情報収集などを行う芽室消費者協会へ支援を継続し、協力して悪質多様化・巧妙化する消費者被害から契約弱者を守り、救済する取り組みを推進します。

② 未然防止に向けたさらなる取り組み

消費者庁の調査によると、消費者トラブルの被害に遭った人のうち、65歳以上の高齢者は、相談全体の既支払金額総額の4割以上を占めており、高齢者の消費者被害は深刻であるといえます。また、被害に遭っても相談しないという傾向も高齢の被害者に多く、「だまされたことに気づきにくい」、「だまされたことを認めたくないとする心理」が要因として指摘されます。

被害を防ぐには、高齢者自身が悪質商法や契約に関する知識を身につけ、注意することが大事ですが、同時に、家族や周囲の人たちが高齢者を見守ることが重要です。

一人暮らしや夫婦世帯の増加、家族が遠方に住んでいるなど、身内による日常的な気づきを期待できない高齢者も多くいます。「高齢者権利擁護ネットワーク会議」には、地域の民生委員児童委員やホームヘルパー、ケアマネジャーなどの関係機関が広く参画し、情報共有を通じて地域全体で権利侵害への対応を図っています。

基本施策（３） 子どもの権利と安全対策

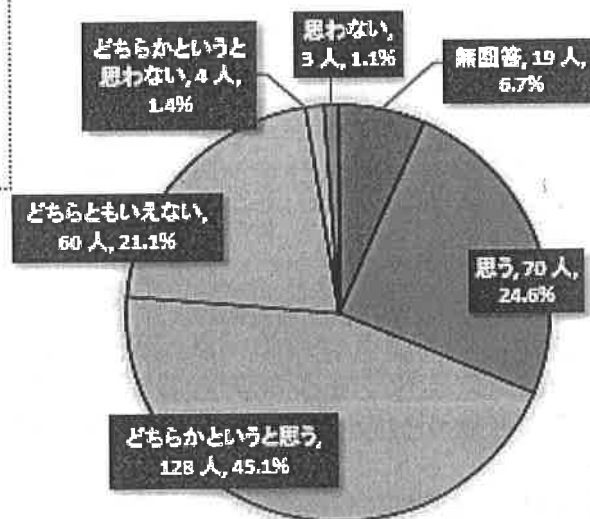
芽室町は、「安心して子育てできるまちづくり」を進めています。

核家族化や就労環境の変化、少子高齢化が進展する今日において、子育ては次代を担う子どもたちを育むという重要な課題であり、「子育ての第一義的責任は家庭である」を基本としながらも、子どもは将来社会の一員となるかけがえない存在です。

心身ともに健やかに育むために、家庭はもとより学校・地域・企業・行政などがそれぞれの役割を担いながら「地域の子どもは地域で育てる」、「温かく」かつ「積極的」に見守っていくとの認識のもと、これからの子育て支援策を更に充実していきます。

（平成 29 年度『まちづくりに関する住民意識調査』）

問 1 1 芽室町は「安心して子育てができる環境の整っているまち」だと思いますか？



① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及

本町では、すべての子どもが健やかに育つために、全ての子どもの権利を保障し、全ての子どもが幸福に暮らせることを願って、平成 18 年 4 月に『芽室町子どもの権利条例』を施行しています。

条例では、子どもたちが生まれながらにして持つ 4 つの権利を定めており、子どもたちは、この権利に守られながら育つことができます。

- ・生きる権利 ～命を大切にされ、いじめや暴力を受けないようにされます
- ・育つ権利 ～自分らしく学んだり、遊んだりすることができます
- ・守られる権利～自分を守ることができ、危ないことから守られます
- ・参加する権利～自分から住んでいる地域や社会に参加できます

また、条例では、地域社会の役割を次のように定め、町全体、社会全体で子どもを育てていくこととしています。

- ・家庭～一番の責任をもって、子どもを守り育てます
- ・学校～子どもの将来のために、子どもの成長に合わせたいろいろな手助けをします
- ・地域～子どもが安心して集まり、地域の子どもと大人が交流できるように活動を進めます
- ・企業～従業員が子どもと一緒に過ごす時間がもてるようにします
- ・町 ～子どもの権利が保障されるよう取り組むとともに、町民の理解を深めるための広報活動を行います

条例の目指す姿に向け、子どもたちが権利を保障され、健やかに育つ環境づくりを一丸となって推進していきます。

また、子どもたちが自身の権利や大切さを自覚し、相手のことも同じように思いやることのできる普及啓発を進めます。

② 子どもの安全対策の推進

子どもたちが犠牲となる事件や事故は全国的に後を絶ちません。

未来の社会を託す子どもたちを事故や犯罪から守るため、地域の関係機関が連携し、安全・安心なまちづくりの方向性を確認・共有するなかで、防犯体制の強化や登下校時の安全確保を目指します。

（めむろ安心メールの配信）

登録制で不審者や熊の目撃情報、警報などの気象情報を配信し、防犯や安全への備えに役立てるシステムです。平成 29 年度における配信件数は 41 件であり、登録件数は 2,000 件を超えています。

（専任交通指導員の配置）

親しみを込めて「みどりのおばさん」とも呼ばれる専任交通指導員は、小中学生の通学路における安全を確保するため、主に小学校低学年の登・下校時間に合わせた街頭活動を行っています。子どもたちを交通事故から守るだけでなく、その存在自体が防犯上の役割を担っています。

（子ども110番の家）

子どもたちが登下校時などに不審者からの声かけなどにより身の危険を感じた時に、避難場所として駆け込み、一時的に保護し、警察や学校に連絡するなどの役割を担う、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。通学路を中心に、本町には、200 か所ほどの家庭と事業所の協力があります。

実際に、子どもたちが危険を感じて駆け込む機会は少ないものの、各所にのぼりが立っていることが、防犯上の健全な抑止力ともなっています。

基本目標 2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備

心身機能の低下した高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住宅環境が暮らしやすいものであること、食生活が安定していること、買い物や通院など外出時の移動手段が確保されていることなど、日々の暮らしに直結する生活要素の安定が必要であり、特に一人暮らしの高齢者などにとっては、可能な限り日常の不便が小さくなる支援が望まれます。

既存の福祉制度や社会資源を有効に活用することはもちろんですが、個別化する福祉ニーズに応え、必要なサービスを調整・開発していく姿勢が求められます。

基本施策（１） 住環境の改善支援

高齢者や身体に障がいのある人が、身体状況に合わせて自宅の生活環境の改善を図る際には、費用負担が軽減される制度があります。

生活の不自由さの解消を図るため、相談支援機能の充実を通じて制度の周知と利用を促進します。

① 介護保険制度による住宅改修支援

要介護（支援）認定を受けた方を対象に、20万円を上限として9割・8割・7割分が介護保険から給付されます。手すりの取付、段差の解消、床材の変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなど比較的小規模な改修が対象となります。

② 身体障がい者への住宅改修支援

町内に在住する65歳未満の下肢・体幹機能障がい者等（介護保険の要介護・要支援認定者を除く）を対象に、20万円を上限として9割が町から助成されます。手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、引き戸への扉の取り換え、洋式便器等への便器の取り換えなど、比較的小規模な改修が対象となります。

基本施策（２） 交通弱者の生活交通の確保

密集した公共交通機関網をもたない地方においては、自動車を所有しない高齢者や車いすを使用する身体障がい者など、いわゆる「交通弱者」の移動手段は、大幅に制限されています。

高齢化の進展に伴い高齢者の外出需要は増大傾向にあり、社会参画を促す意

味でも積極的に推進されるところですが、反面、加齢に伴う身体機能の低下や運動特性から、高齢者が関係する交通事故の増加傾向が続いています。

不便であるが故にやむを得ず自動車を運転しなければならない状況を改善しつつ、高齢者や障がい者の移動需要を満たす手段として、コミュニティバスの効果的な運行と福祉有償運送による介助付き移送を推進します。

① 地域公共交通の確保と推進

本町では、平成 23 年 11 月よりコミュニティバス「じゃがバス」の運行を始めています。

高齢化する社会における地域内での移動手段として、町民の交通利便性の確保を目的に 1 日 5 便、市街地を巡回運行しています。

今後は、利用者や地域ニーズの把握、関係機関との意見交換などを行うなかで、運行の実績も踏まえ、快適性、利便性の更なる向上に向けて取り組んでいきます。

また、『第 5 期芽室町総合計画』においても、「高齢化社会における地域内の移動手段としてコミュニティバスの運行を継続するとともに、地域と協力し、利用しやすい運行方法を検討する。また、農村部は運賃補助などによる交通手段の確保を進める。」ことを掲げており、町内の公共交通手段の確保について検討を進めます。

② 福祉有償運送による介助付き移送の推進

要介護認定者や身体障がい者など移動に介助を必要とし、かつ、単独での公共交通機関利用が困難な人を対象に、登録制により、実費に基づく低額な運賃でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う支援として、福祉有償運送があります。

本町では、「福祉有償運送運営協議会」により、必要性や安全体制について協議し、芽室町社会福祉協議会を運営主体とする当該運送について、道路運送法上の登録手続きを承認しています。

送迎・介助付きで外出し、自らの目で商品を選び買い物を楽しむことなどを可能とする社会資源として、利用対象者への情報提供に努めます。

基本施策（3） 一人暮らし高齢者などへの支援

一人暮らしの高齢者は、日頃から「何らかの心配事」を抱え、その他の世帯に比べ、日常生活での見守りや支援、相談などが受けにくく、孤独な状況になりがちであるともいわれます。

もちろん、一人暮らし高齢者の全てが孤立しているわけではありませんが、社会全体として一人暮らしの人の増加傾向を止めることが難しいとするならば、

一人暮らしになっても孤立の道を歩ませない対応が必要となります。

困り事を訴えず、抱え込んで頑張り続けることが、結果として周囲の支援の手を遠ざけ、社会的孤立への土壌をつくってしまうことのないよう、必要な福祉的援助の活用を推進し、サービスの利用を通じたつながりの保持に努めます。

また、安定的にサービスを提供できる体制整備に努めるとともに、必要とされる支援が充足されるための調整・開発を行います。

① 緊急通報システムの設置

専用の通報器（ガス漏れ・火災警報機付き）・ペンダントを貸与し、緊急の際に外部に助けを求めることができるようにする、安心のための装置です。

健康状態に不安のある一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、身体障がい者のいる世帯などが設置の対象で、地区の民生委員児童委員を通じて申請します。

約 130 世帯に設置されています。

平成 30 年度から、設置対象者に「80 歳以上のひとり暮らしに不安を感じる高齢者」を加え、より効果的な事業のあり方について、さらに検討を進めます。

② 食事サービスの実施

・高齢者食事サービス

調理・買い物などの日常生活に何らかの支援が必要な一人暮らし高齢者などを対象に、自ら選択した食事や治療食の提供を週 5 回（月曜から金曜日の夕食）まで、受けられるサービスです。配達時の安否確認が配達とセットで行われ、自律的な生活の支援や健康づくり、社会的孤立感の解消を図っています。約 40 人の利用登録があります。

第 7 期高齢者保健福祉計画により、利用対象者の拡大、昼食提供の追加、低所得者への助成等、事業の充実に向けた取り組みを推進します。

・ふれあい交流会

一人暮らし高齢者を対象に、中央公民館などに集まって、ボランティアが調理した昼食を一緒に食べ、親睦を深めるサービスです。

社会福祉協議会が実施しており、月 1 回の定例開催に加え、行事や旅行に出かけることもあります。楽しく食事をする機会であるとともに、一人で暮らす人同士の交流のきっかけづくりの場ともなっており、毎回 70 人程の参加があります。

町は、一人暮らし高齢者の交流と孤立感の解消に取り組む本事業に対し、支援を継続します。

③ 除雪サービスの実施

除雪が困難な一人暮らしの高齢者や身体障がい者などを対象に、自宅玄関から公道までの除雪サービスを提供することにより、緊急時における避難経路の

確保や、冬期間の安心した生活を支援するサービスです。

概ね 10 センチ以上の積雪があった場合に、支援者が訪れ、約1メートル幅の通路を確保します。

110 世帯を超える希望があり、支援登録をした町内会や個人とシニアワークセンターが支援者として除雪を担っています。

支援を要する高齢者などは増加傾向にあるなか、提供する側の人員は限られてきており、新たな担い手・支援団体の確保を検討していくこととしています。

④ 新たな福祉ニーズへの対応

「電球の交換」や「ゴミの分別・ゴミ出し」、「自宅内のちょっとした修繕」など、個別の支援としては既存の福祉制度の対象となりづらいものの、実生活においては困りごととなるものがあります。

制度化されたメニューでの対応が困難なケースについては、ボランティアセンターが地域のボランティアとのマッチングを行い、また、町内会などの地域で組織される「たすけあいチーム」が個別のニーズに対応するなど、支援の手が届くよう工夫しながら、引き続き対応を進めます。

超高齢社会を迎え、さらに一人暮らし高齢者の増加が見込まれます。今後、高齢者の尊厳を守り、支援が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域共生社会」が理想とする生活の場の確保について、一人ひとりにあった活躍・社会参加の場と、地縁やなじみの関係による助け合いを推進し、総合的な取り組みを進めます。

基本目標 3 地域における見守りネットワークの構築

私たちは、家族や親せき、友人、知人、同僚、隣人など、さまざまな人たちと関わり合いながら生活しており、さまざまな問題や困りごとにぶつかりながら日々を暮らしています。

私たちが暮らす地域社会には、何らかの福祉課題を抱え支援を必要とする人がいます。そして、私たちの誰もがその当事者になりうるといえます。

誰もが安心して暮らしていくためには、

- ①日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決（自助）し、
 - ②個人や家庭内で解決できない問題は隣近所の力（互助）、また、町内会やボランティア、NPOや事業者など組織的な支援の力（共助）で解決し、
 - ③地域の力だけでは解決できない問題は行政の力（公助）で解決する
- といった、重層的な取組・体制が必要となります。

地域には、自身の困りごとをうまく発信できない人、スムーズにコミュニケーションがとれない人がいます。また、客観的に支援の必要な人でもそれを受け入れず、あえて不自由で人に頼らない生活を望むように見える人もいます。

昨今の社会問題である孤立死への対策を含め、『第4期芽室町地域福祉計画（本計画）』の基本理念である「だれもが孤立せずに支え助けあう、おもしろいに満ちた共生のまちづくり」を進めるためには、そういった人たちを温かく見守り、真に孤立させない地域社会でなくてはなりません。

本町では、平成24年5月、地域で支えあう高齢者福祉社会の実現を目指し、「芽室町おもしろやりネットワーク推進協議会」を設置しました。

地域住民、関係機関、行政が協働し、支援の必要な人を「見守り」「守る」体制整備が必要です。

基本施策（1） 自分で自分を守る取り組み ～自助の推進

自助、互助、共助、公助の支援と役割分担の考え方は、補完性の原理と呼ばれます。そのなかで、すべての基本となる概念が自助であり、自助のない社会は成り立たないともいわれます。

このことは、防災において「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本とされるゆえんでもあり、自助意識の高揚を図ります。

① 自助の推進

要介護状態や認知症は、閉じこもりや孤立といった生活環境と大きな関係があるといわれます。

自身や家族が健康で、地域において孤立しないために、元気なうちから町内会などの自治組織の活動に参加し、近所付き合いを活発にしておくこと、老人クラブや趣味活動などを通して、仲間をたくさんつくることが重要です。

また、ボランティア活動や地域の声掛け、見守り活動に参加しておくことで、自身が支援を必要とする状況になったとき、気持ちよく支援を受け入れる心構えができることから、そうした取り組みを支援します。

災害時要配慮者登録に係る申請など、福祉・介護サービスには自ら手を挙げて申請・登録することが自らの身を守ることにつながるので、制度周知や申請行為への支援を継続し「自助」を推進します。

基本施策（２） 住民相互の支え合い、温かな見守り ～互助・共助の推進

『芽室町自治基本条例』では、第25条において、「私たち町民は、互いに尊重し、協力しあうとともに、自治の主体であることの自覚をもって、まちづくりに参加するよう努めます」として、町民の責務を規定しています。

「無縁」や「孤立」をつくるのは地域環境であるともいわれます。住民相互の支え合いと温かな見守りにより、社会的に支援を必要とする人たちに対し、地域社会とのつながりを失わせない取組みを推進します。

① 互助の推進

個人や家庭内で解決できないことは、身近な隣人の力を借りて取り組みます。

また、小さな変化を見守りや支援につなげていくためには、より身近な距離感による気づきが重要です。先人に学び、必要時に遠慮なく助けあう「向こう三軒両隣」の関係を目指すご近所付き合いが、住み心地良い地域環境の構築につながります。

特に、急な不調などに際しては、異変にいち早く気づき、気づいてもらえる相互扶助機能が非常に重要であり、そのためには、日常的な会話やコミュニケーションが大切です。

② 共助の推進

身近な力で解決できないことは、地域が連携して取り組みます。

一人暮らしや日中閉じこもりがちな高齢者を対象に、定期的に家庭訪問したり地域でサロンを開く、近所付き合いが希薄で心配な人を見守る体制づくりを

進める、自主防災組織を立ち上げるなど、地域の人材と特色を活かした組織的な活動が地域の連帯を強め、孤立を防ぎます。

地域の見守りにおいては、“声かけ”こそが最も大切です。あいさつから始め、ときには適度な距離感を保ちながらも、心配な人を放っておかない地域環境が求められます。

また、異変に気づいたときには、すみやかに支援機関に連絡する通報機能も求められます。

今後増加する認知症の人への対応についても、徘徊等をみつけたときにはさりげなく見守り、おだやかに声をかけられることが、事故や行方不明を防ぐことにつながることから、町は対象となるおそれのある方に一番身近な町内会や、行政区の要望に応じ、搜索の模擬訓練を行っています。

③ 関係機関による見守り支援の推進

介護事業者を始めとする関係機関の支援者には、常にアンテナを高くもち、注意をもって社会的に支援を要する人たちの生活状況の把握に努め、異常や変化を察知し予見する役割が求められます。

基本施策（３） 行政による情報集約と安否確認 ～公助の推進

自助、互助、共助と共にある公助（行政）には、異常のサイン（気づきの視点）の周知・啓発、心配（異変）情報の集約機能、実際の安否確認の役割が求められるとともに、見守りが必要な人が確実に見守られる仕組みづくり（もれない把握体制）が責務として求められます。

「芽室町おもいやりネットワーク推進協議会」の機能の１つとして、「高齢者見守りネットワーク事業」があります。

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会的に孤立しやすい高齢者の見守り体制を構築するとともに、地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域づくりの推進を目的としています。

そのなかでは、ガス事業者、宅配事業者、新聞販売店などを協力事業者とし、町との協定により、見守り対象者の発見や通報を担うこととしており、平成 29 年度時点で 42 事業者と協定を締結しています。

自助、互助、共助、公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの安心ネットワークを推進し、本町から悲しい孤立死を発生させない取組みを推進します。

① 異常のサインの周知・啓発

「郵便物や新聞が取り込まれずにたまっている」「夜になっても明かりがつかない」「顔色も悪くやせてきている」など、異常を予見させるサインや気づきの視点を広く啓発するとともに、心配情報の通報先（地域包括支援センター）についても周知を続けます。

② 情報の集約とすみやかな安否確認

町民や関係機関、協力事業者などからの心配情報を集約するなかで、介入支援の必要性や見守り体制の協議、訪問による支援などを行うほか、深刻な情報に際しては、警察などとも連携し、迅速な安否確認を行います。

③ もれない把握の推進

見守りが必要な人が確実に見守られる仕組みづくりの確立を目指し、「十勝徘徊・見守りSOSネットワーク」を、北海道や管内市町村、協力団体などの協力で構築しました。

気になる高齢者等については、本事業のさらなる周知により登録を促すとともに、事例の検証や情報交換による効果的な取り組みを推進します。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

4 計画の推進体制

1 町民・事業者・行政（町）による計画の推進

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、町民・関係団体・事業者・関係機関など、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要であり、それこそが、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、だれもが地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい・地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現につながるものです。

（1）町民・ボランティア・NPOの役割

「地域共生社会」の実現に当たっては、町民一人ひとりが地域社会の構成員であり、地域福祉の担い手であることを自覚することが大切です。

自らが暮らす地域社会に関心を持ち、地域で起こっている問題や課題について自分たちで考え、解決していくための取り組みについて話し合うなど、日常から隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められます。

ボランティアやNPOは、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する地域課題や福祉ニーズに対応することが期待されています。

（2）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として町民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。

また、どのようなニーズがあるかを積極的に把握することも重要です。

（3）行政（町）の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

そのために、町民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、町民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

また、保健福祉医療担当課にとどまらず、庁内関係課や北海道などと密接に連携し、町民への多様なサービスを提供する体制を構築し、庁内が一体となって施策を推進します。

2 社会福祉協議会との連携による社会福祉の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目的を実現

するためには、計画の各分野において社会福祉協議会が町民、ボランティア、福祉団体などと協働して、中核的な役割を担うことが必要です。具体的な施策は、芽室町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」に記載され、地域の特性に合わせた地域福祉活動が展開されます。

町は、芽室町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく施策の実現を目指します。

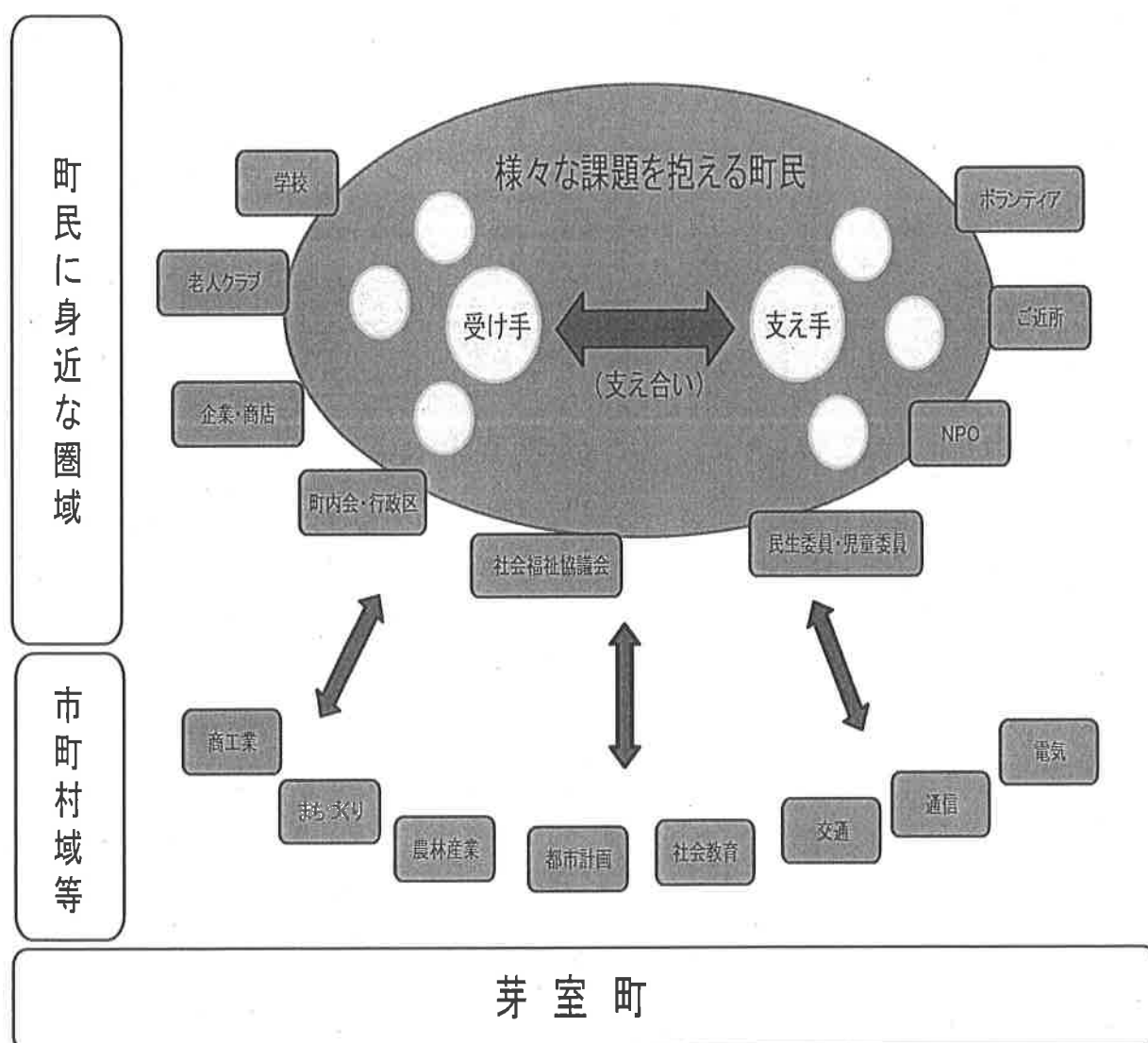
3 計画の進行管理

町が審議会として設置した「芽室町総合保健医療福祉協議会」の「地域福祉部会」において、毎年度進行管理します。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

5 地域共生型社会イメージ

福祉的な支援を必要とする方々が地域で安全に安心して暮らし、地域の中で孤立することがないように、町や社会福祉協議会、町内会・行政区等の関係機関や、民生委員児童委員、老人クラブ、民間事業者による重層的な支援を行うとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、まちづくりを共に進めていく社会を目指すものです。





資料編

参考資料

1 第4期地域福祉計画策定に係る関係団体との意見交換・意見聴取、 検証資料等

民生委員児童委員協議会との意見交換

日時 平成30年5月24日（水）午後1時30分から（定例民協開催時）

内容 「地域づくり研修会～地域における見守りネットワークについて」
グループワークを通じて出された主要意見は次のとおり

○近所付き合いを重荷と考える方や、認知症を疑われたくない思いから見守りを嫌う方もいる。

⇒日常的に声掛けを行うことで信頼を得る。見守りを必要とする方、不要とする方、個別のケースに応じた対応で、定期的に本人の意思を確認する。

○見守りネットワークで協定した事業所は、ガス事業者、宅配、新聞配達などあり、民生委員児童委員の活動と重複していないのか。

⇒複数のセーフティーネットにより、漏れを最小限にする考え方もある。

○民生委員児童委員の見守りの対象や役割はどこまでなのか。専門機関が動いてくれず、困ったことがあった。

⇒日頃から関係機関と意見交換する。

○民生委員児童委員1人の担当地域が広く、個別訪問や個人対応が困難である。

⇒独居、高齢者、身障、母子世帯などに訪問対象を絞る。必要に応じ速やかに専門の機関につなぐ。近所の方に民生委員や町が協力を仰ぐ。

○行政から民生委員児童委員へ積極的な個人情報の提供が必要。（在宅で寝たきり。病院を退院後介護が必要など。）

⇒デイサービスなど、施設に通っている方は把握できる。行政から積極的な情報の提供を願う。孤立家庭の周りの方に声かけし情報を得る。協力してもらうことで異変に早く気付ける。人間関係が大切。

○民生委員児童委員単独では訪問しづらい。また、女性の1人暮らしでは男性の訪問を嫌う方もいる。

⇒70歳以上を対象に、民生委員と町内会長が2～3か月に1度、訪問している事例がある。

○高齢者の車の運転が心配。運転免許を返納したくても、その後の生活が不安。

⇒じゃがバスの利用方法をもっと知ってもらう。運転免許返納後は、1年だけではなくその後もバス代を無料にする。

○自分の体調を気にして、老人会に参加しない方が心配。（迷惑をかけると申し訳ないと考えている。）

第1回生活支援体制整備推進協議体会議

日時 平成30年5月30日（水）午前10時00分から

内容 地域で、一人ひとりにあった活躍・社会参加の場、地縁やなじみの関係による助け合いについて

○活動推奨団体、民生委員児童委員、ボランティアセンター、芽室けいせい苑、公立芽室病院、NPO法人結から参加を募り開催。

○各所属の活動紹介

- ・会員が不足しているので募集中
- ・老人クラブに参加した際に、80歳代の方が「交流する機会が少なくなってきた。」と言っていたのが気にかかる。
- ・会の担い手が高齢化してきて、後継者もいない。
- ・卓球は、シニア世代が始めやすいメニューの一つ。シニア世代はいずれ車を手放すので、歩いて行ける距離に集まる場所が増えてほしい。
- ・会員数を増やそうとしてきたが、こじんまりとしたグループの方が活動しやすいと思う。
- ・ふれあい交流館解体後の活動場所がない。
- ・会場費に困っていたが、高齢者支援活動報償費を充てることができた。
- ・消費者被害に注意している。

○花園西地区への出前講座について

○睦町町内会の活動報告

○意見交換 参加したい集まりの場について

- ・誰と ⇒友達、近所の顔なじみ、近所というだけでは集まりにくい
- ・どんな場所 ⇒コミセン、空き家、自宅
- ・どれくらいの時間 ⇒2～3時間、4時間以上は長い
- ・どんな内容 ⇒笑えること、緊張感をもって取り組める脳トレ、個人競技やゲームなど、一緒に調理して食事、茶話会、興味があること、パークゴルフ、趣味や興味事、食べ物を持参、カラオケ
- ・集まりの場を続けるには ⇒参加者の関係づくり、世話役の力量、町内会長の考え方、人間関係ができるまでは、続けるべき

○意見交換 仲間同士の助け合いについて

- ・どんな助け合いをしていますか ⇒家族のことの聞き役、移動の時の乗り合い、ガソリン代の割り勘、助け合いはおきていない、「助け」が必要な仲間はいない、サロンでは仲間同士で話し相手になっている
- ・これからどのような助け合いをしたいか ⇒ゴミ出しで困っている人がいたら助けたい、家の外に連れ出してあげたい、地域のグループでニーズ調査を実施して取り組みたい、訪問して話を聞く、
- ・近所の独居高齢者が体調不良になり、救急車を呼んで病院まで付き添った。家族でもないのどこまで助ければよいか悩んだ。
⇒地域包括支援センターに連絡してください。

老人クラブ連合会女性部「夏季研修会」

日時 平成30年8月3日（金）午前10時00分から

内容 住んでいる地域のこと、自分のことを一緒に考えましょう

○芽室町の現状

- ・総人口の推移
- ・年齢3区分の構成
- ・65歳以上のひとり暮らし世帯数の推移
- ・保健福祉課高齢者相談係に寄せられた相談実人数
- ・高齢者夫婦世帯の戸数

○つながり体験ゲームの実践

- ・長時間自宅に滞在してもらい作業をしてもらう場合は有償が適当
- ・「包丁研ぎ」の作業では、頼みたい人と出来る人の間で助け合いが成立
- ・見守り体制の必要性に賛同し、既に実践している方もいた
- ・行政に委ねたいことは、農村地域の移動手段確保

第2回生活支援体制整備推進協議体会議

日時 平成30年8月29日（水）午前10時00分から

内容 じゃがバス試乗会、集いの場広がるプロジェクトについて

- 活動推奨団体、民生委員児童委員、ボランティアセンター、芽室けいせい苑、公立芽室病院、NPO法人結から参加を募り開催。
- 出席者から「最近、気になっていること」について発表
 - ・自分はどこで看取られるのか心配。病院で亡くなることは、難しくないか。
 - ・町内会加入率の低下が気になる、答えの出ない課題と感じている。
 - ・夏休みに子どもたちがボランティア体験から多くを学んだ。
 - ・町内会活動に子どもが参加して、地域の方と関係を築いている。親としてうれしい。
 - ・町の予算の使い方が大切、公立芽室病院を存続してほしい。
 - ・災害に備えて、心の準備が必要。
 - ・全国的に自然災害が多発している。自ら周りに「助けてください」と情報発信することが大切。
 - ・町の盆踊り大会が良かった。
 - ・パークゴルフ場を利用する際に、他団体と調整し時間が重ならないよう工夫をしている。
 - ・ボランティア活動では、自分の身は自分で守り、入った地域に負担をかけないという考え方が大切。
 - ・高齢の会員の気力が落ち始めたので、来れるときにおいでと元気づけている。
 - ・70歳代はまだ仕事をしている方が増えてきて、会の出席率が下がってきている。
- じゃがバス試乗会の報告
 - 「移動方法が広がるプロジェクト」で、平成30年8月8・26日に行った試乗会と遠足のレポートを紹介 以下参加者の声
 - ・立ち寄った施設では、高校生やいろんな人に出会えて楽しかった。
 - ・行ったことのない施設を知ることができた。
 - ・後ろの座席に初めて乗って外を眺められた。
 - ・景色が良かった。大勢で乗れて楽しかった。
 - ・一年ぶりに愛菜屋に來られてうれしかった。
 - ・目的地や使い方によっては便利、乗りやすい、運賃が安い。
- 集いの場広がるプロジェクト
 - 南コミセン拠点づくり（案）について
 - ・南コミセンは葬儀が優先されるため町内会の行事に使えない場合がある。近隣の健康プラザを無料で利用できるようにしてはどうか。また、管理人を常駐させるべき。
 - ・「集いの場」は誰が主催するのか
 - ⇒想定している参加者は高齢であり、その中からは難しいことから、外部から主催者を入れる必要があると考えている。

西土狩友愛会「地域で安心づくり勉強会」

日時 平成30年9月1日（土）午後1時30分から

内容 西土狩のこと、自分のことを一緒に考えましょう

○西土狩区域の住民が参加する集いの場

- ・美蔓すみれの会
- ・老人クラブ（75歳未満の若い高齢者が加入しない）
- ・上記2団体に加え、互いの農作業の手伝い、柏樹学園や命の貯蓄体操、友人との食事会をしているので、新たな集いの場ができてでも行く時間がない

○集いの場より移動手段のないことが課題

- ・自家用車を運転することができなくなると、老人クラブなどの集いの場に行けなくなる、今後、1～2年の間に移動手段の確保が地域で問題になるだろう
- ・過去に地域住民で自家用車の乗り合いをしたが、交通事故が起こりやめた経緯がある
- ・買い物などの移動に支援してほしい

市街地町内会連合会との懇談

日時 平成30年9月14日（金）午後6時00分から（活性化委員会席上）

内容 生活支援コーディネーターの取り組み

- 高齢者が住み慣れた地域で長く住み続けるために必要なこと
町内会ごとの人口動態を算出するのは難しいので、生活支援コーディネーターが人口動態を算出することは可能か。
⇒可能です、ご相談ください。
町内会で、共生型施設ふれあいサロン「なごみ」会場に、新しい集いの場を始めようと考えている。
⇒生活支援コーディネーターは、地域の人口動態に加えて、つながり体験ゲームや四股踏み体操など、人を集めるツールを提供できます。
- ⇒西コミセンの「趣味の会」に泉町・泉町東の方が参加していますが、会場が遠いので、タクシーで来ている方もいるようです。「なごみ」は近くて良い場所だと思います。
- 高齢者支援活動推進事業について
私が所属している活動推奨団体は、コミセンの使用料が免除にならず、町内会所属の団体は使用料が免除になるのはなぜか。また、報償費は会場費等に充ててほしいという意図があるのか。
⇒活動推奨団体は、私的団体であるためコミセンの使用料は免除になりません。報償費を会場使用料などに充てて活動を継続していただきたい。
- 移動手段が広がるプロジェクト
じゃがバス試乗会の実施
- 集いの場が広がるプロジェクト
支え合いマップ作り、つながり体験ゲーム等の実施と、冬期間の集いの場構築
- 地域で安心づくり勉強会の目的
生活支援コーディネーターと地域づくり安心勉強会の取り組みについて、各町内会長へ周知する機会を設けていただきたい。
⇒了承した。（連合会会長）

青葉東町内会「地域で安心づくり勉強会」

日時 平成30年9月16日（日）午前11時00分から

内容 町内会の見守り体制と捜索体制の構築

○普段からの見守り体制がなければ、災害時や緊急時に助け合うことができない



- ・町内会で見守り体制を作りたい
- ・町内会で行方不明になった高齢者の捜索体制をつくりたい

○青葉東町内会の特徴

- ・班によって会員の関係性が異なる
- ・子育て世代、共働き世帯は町内会活動に参加できない
- ・退会する世帯が増加傾向、反対に新規入会世帯がない
- ・個人主催の「集いの場」はなく、町内会と老人クラブのみ

○9月の胆振東部地震を原因とする大規模停電から検証
困ったこと

- ・情報が伝わってこなかった
- ・断水するというデマが広まった
- ・情報の集め方が分からなかった
- ・携帯電話の充電

役に立ったこと

- ・町が配布した防災無線、ラジオからの情報
- ・町の安心メール
- ・個人が独居高齢者宅に出向き、安否確認、情報伝達

災害時にあったらよい体制

- ・町による広報車を利用した情報伝達
- ・冬季の災害に備えた準備
- ・町内会で地域福祉館に非常用照明や暖房の設置、地域の情報を掲示

過去にやってよかったこと

- ・町内会で災害時に個人でできる支援を調べたところ、多くに人が手を挙げた
- ・自家用車での移動支援
- ・発電機の提供

○町内会組織としての見守り体制

- ・現状ないが今後は必要
- ・現状1～2か月くらい隣人と顔を合わせていない
- ・回覧板や広報誌を対面で手渡しすることで見守る
- ・過去に独居老人宅を複数人で見守る体制を作った
- ・町内会役員と班長・班員の考え方に温度差、班長の負担が大きくなり町内会離れが進んでしまう懸念
- ・子育て世代は、そもそも高齢者の見守り体制について考えたこともない、また、班ごとの「近所づきあい」に大きな違いがある

柏木寿クラブ「地域で安心づくり勉強会」

日時 平成30年9月21日（金）午前10時00分から

内容 柏木町のこと、自分のことを一緒に考えましょう

○地域で安心づくり勉強会の目的

- ・住民が今まで知らなかった「お互いの困りごと」を知る場
- ・住民が地域の課題を知る場
- ・担い手の発掘
- ・生活支援コーディネーターが地域課題や地域の特徴を知る

○柏木町区域の住民が参加する集いの場

- ・麻雀同好会
- ・パークゴルフ

○9月の胆振東部地震を原因とする大規模停電から検証

- ・正確な情報が伝わってこなかった
- ・断水するというデマが口伝えで広がった
- ・情報源はラジオだが、ラジオでは芽室町の情報は流れなかった
- ・町内会で配布した手回しラジオが役立った
- ・ネットから情報を得ている高齢者は少ない
- ・町が行った携帯電話充電サービスは伝わらなかった、町は何を使って情報を伝えたのか

○つながり体験ゲームの実践

- ・自助 有償で依頼
掃除洗濯は頼みにくい、草むしり・木の選定、除雪、遺影の撮影、墓掃除、包丁研ぎ
- ・互助 住民同士で解決
ゴミ出し、話し相手、電球の取り換え、家具の移動、日曜大工
- ・共助 行政が解決
認知症になった時の服薬管理・病院付添い、移動手段、じゃがバス・タクシーを併用する
- ・解決できない
移動手段、友人同士の乗り合いは交通事故が怖い

第4期芽室町地域福祉計画の策定経過

	取り組み内容
平成30年5月24日	芽室町総合保健医療福祉協議会 第1回全体会議 第4期芽室町地域福祉計画（案）の策定について諮問 第3期芽室町総合保健医療福祉計画（案）の策定について諮問
平成30年6月27日	芽室町総合保健医療福祉協議会 第1回地域福祉部会 第4期芽室町地域福祉計画策定方針の協議
平成30年8月20日	芽室町議会 第7回厚生文教常任委員会 第4期芽室町地域福祉計画の策定について説明
平成30年8月30日	芽室町総合保健医療福祉協議会 第2回全体会議 第3期芽室町総合保健医療福祉計画（素案）の協議
平成30年9月19日	芽室町議会 第8回厚生文教常任委員会 第3期芽室町総合保健医療福祉計画（素案）の説明
平成30年11月27日	芽室町総合保健医療福祉協議会 第2回地域福祉部会 第4期芽室町地域福祉計画（素案）の協議
平成30年12月10日	芽室町議会 第12回厚生文教常任委員会 第4期芽室町地域福祉計画（素案）の説明
平成31年1月23日	芽室町総合保健医療福祉協議会 第3回地域福祉部会 第4期芽室町地域福祉計画（原案）の協議
平成31年2月4日 ～3月4日	まちづくり意見募集（パブリックコメント）の実施
平成31年2月5日	芽室町議会 第15回厚生文教常任委員会 第4期芽室町地域福祉計画（原案）の説明 第3期芽室町総合保健医療福祉計画（原案）の説明
平成31年2月6日	芽室町総合保健医療福祉協議会 第3回全体会議 第3期芽室町総合保健医療福祉計画（原案）の協議
平成31年3月13日	芽室町総合保健医療福祉協議会 第4回全体会議 第4期芽室町地域福祉計画（案）の答申 第3期芽室町総合保健医療福祉計画（案）の答申



保健第 162 号
平成30年5月24日

芽室町総合保健医療福祉協議会
会長 小 窪 正 樹 様

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町総合保健医療福祉協議会所掌計画（案）の策定について（諮問）
次の計画を策定するに当たり、芽室町総合保健医療福祉協議会条例第2条第
2項の規定に基づき、答申を受けたく貴協議会に諮問します。

記

諮問事項

- 1 第3期 総合保健医療福祉計画（案）の策定
- 2 第4期 健康づくり計画（案）の策定
- 3 第4期 地域福祉計画（案）の策定
- 4 発達支援計画（案）の策定
- 5 放課後子どもプラン（案）の策定
- 6 保育基本計画（案）の策定

（保健福祉課社会福祉係）



平成31年3月13日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町総合保健医療福祉協議会
会長 小 窪 正 樹

第3期芽室町総合保健医療福祉計画（案）ほか5件について（答申）
平成30年5月24日付け保健第162号で諮問のあった標記の件について、本協議会は次のとおり答申します。

記

第3期芽室町総合保健医療福祉計画（案）、第4期芽室町健康づくり計画（案）、第4期芽室町地域福祉計画（案）について、本協議会において慎重に審議を行った結果、それぞれの計画（案）を別冊のとおり答申します。

また、芽室町発達支援計画、芽室町放課後子どもプラン、芽室町保育基本計画につきましても、慎重な審議の結果、今年度改定せず次年度に改定する第2期芽室町子ども子育て支援事業計画にすべて取り込み、子ども子育て分野の総合的な計画とすることが適切であると考えます。

なお、各計画の推進に当たっては、計画策定の意義及び審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、次のことに努められたい。

1 第3期芽室町総合保健医療福祉計画

第5期芽室町総合計画の策定を受け、町民一人ひとりが住み慣れたまちで生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージの視点と保健・医療・福祉を中心とした関係施策を総合化し、より質の高いサービスの提供を図られたい。

2 第4期芽室町健康づくり計画

町民の健康寿命の延伸を目指す視点に立ち、健康増進法及び健康日本21（第二次）等の主旨に加え、自殺総合対策大綱の基本理念に基づいたこころの健康づくりの推進を反映し、町民自らの取り組みとともに、関係機関等と連携した事業の推進に努められたい。

3 第4期芽室町地域福祉計画

計画期間はもとより、長期的な視点に立った地域共生社会の実現に努めるとともに、すべての町民が生活の拠点である住み慣れた地域で、絆を保ちながら地域の一員として生活を送ることができるよう、町民との協働をもって施策を進められたい。

芽室町総合保健医療福祉協議会委員名簿

平成31年3月13日現在（答申日）

分野	所属団体等	職	氏名	会職
保健・医療	公立芽室病院	院長	小 窪 正 樹	会長
保健・医療	芽室同仁会	会長	家 内 典 夫	
保健・医療	芽室町国民健康保険運営協議会	会長	村 上 哲 也	
福祉・介護	社会福祉法人十勝立正福祉事業会	理事長	竹 島 敏 治	
福祉・介護	社会福祉法人柏の里めむろオークル	施設長	古 川 誠	
福祉・介護	社会福祉法人芽室町社会福祉協議会	会長	三 寺 邦 宏	副会長
教育関係者	芽室町校長会	会長	佐々木 修 一	
教育関係者	芽室町PTA連合会	副会長	寺 町 智 彦	
関係機関・団体	芽室町農業協同組合	代表理事 組合長	辻 勇	
関係機関・団体	芽室消費者協会	副会長	野 崎 美保子	
関係機関・団体	芽室町民生委員児童委員協議会	会長	佐 藤 得 男	
関係機関・団体	芽室町商工会	会長	谷 口 和 徳	
関係機関・団体	芽室町市街地町内会連合会	会長	白 銀 孝 志	
関係機関・団体	芽室町社会教育協会連絡協議会	会長	北 村 雅 利	
関係機関・団体	育児ネットめむろ	会長	小 池 和 枝	
町 民			田 口 聡 明	
町 民			吉 口 美喜子	
学識経験者	社会医療法人社団三草会りらく	施設長	早 苗 信 隆	
学識経験者	社会福祉法人慧誠会	専務理事	村 上 勝 彦	
学識経験者	芽室町老人クラブ連合会	会長	矢 野 征 男	

芽室町総合保健医療福祉協議会地域福祉部会委員名簿

分野	所属団体等	職	氏名	会職
町民	一般公募		田口 聡明	部会長
福祉・介護	社会福祉法人柏の里めむろオークル	施設長	古川 誠	
福祉・介護	社会福祉法人芽室町社会福祉協議会	会長	三寺 邦宏	
関係機関・団体	芽室町農業協同組合	代表理事 組合長	辻 勇	
関係機関・団体	芽室町民生委員児童委員協議会	会長	佐藤 得男	
関係機関・団体	芽室町市街地町内会連合会	会長	白銀 孝志	
関係機関・団体	芽室町社会教育協会連絡協議会	会長	北村 雅利	
学識経験者	芽室町老人クラブ連合会	会長	矢野 征男	

第4期芽室町地域福祉計画

平成31年3月

発行：芽室町

企画・編集：保健福祉課

〒082-0014 北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地
芽室町保健福祉センター

TEL：0155-62-9724

FAX：0155-62-0121